

茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画



茅ヶ崎市教育委員会

茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画 目次

第1章 背景、目的等	- 1 -
1. 背景	- 1 -
2. 目的	- 3 -
3. 位置付け及び計画期間	- 3 -
4. 対象施設	- 4 -
5. SDGs と本計画の関係	- 4 -
第2章 学校施設等の状況	- 5 -
1. 学校施設の配置	- 5 -
2. 学校施設の築年別整備状況	- 6 -
3. 児童・生徒数、学級数の推移	- 7 -
4. 児童・生徒数、学級数の推計	- 8 -
5. 学校施設整備に要した費用	- 9 -
6. 学校施設整備の課題	- 10 -
第3章 学校施設の目指すべき姿	- 12 -
第4章 学校施設再整備の基本的な方針	- 14 -
1. 学校施設の適正規模・適正配置等	- 14 -
2. 再整備の基本的な方針	- 15 -
第5章 基本的な方針等を踏まえた施設の再整備	- 19 -
1. 長寿命化対策及び予防保全の内容	- 19 -
2. 維持管理の項目・手法	- 20 -
第6章 再整備計画	- 22 -
1. 再整備の優先順位の考え方とスケジュール	- 22 -
2. 再整備費用の見通し	- 24 -
第7章 計画の運用方針	- 27 -
1. 持続可能な計画とするための方策	- 27 -
2. 進捗状況の確認	- 28 -
参考資料	- 29 -
1. 茅ヶ崎市学校施設整備基金条例	- 29 -
2. 各小・中学校の建物情報一覧	- 30 -
3. 各小・中学校の建物配置状況	- 36 -
4. 予防保全対象部位の部材種別	- 52 -
5. パブリックコメント	- 54 -

◆用語の定義◆

主に、本文中に繰返し記載されている用語の定義

用語	解説
個別施設計画	茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画に基づき、学校施設の具体的な対応方針を定める計画のこと。 今後見込まれる膨大な老朽施設の再生（改修や維持管理等）を効率的に進め、限られた財源の中でトータルコストを縮減・平準化するために策定する。
長寿命化	施設を将来にわたって長く使い続けるための対策を実施し、耐用年数を延ばすこと。
再整備	既存施設の建替えや既存施設に必要な機能等の整備を行うこと。 中長期的な視点で計画的、効果的に整備すること。
改修	劣化した施設の性能や機能を原状回復や原状以上に引き上げること。
長寿命化対策	長寿命化を行うため、物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え、性能や機能を求められる水準まで引き上げる改修のこと。
大規模改修	劣化した施設の性能や機能を現状あるいは実用上支障のない状態まで回復させること。
予防保全	本計画で定める予防保全対象部位（P21 参照）に不具合・故障が生じる前に、部分あるいは部品を修繕あるいは交換し、建物利用に支障が生じないよう未然に防ぐこと。
その他改修等	長寿命化対策や予防保全以外の改修工事や設計のこと。 電気や給排水衛生設備の更新や内装改修、外構改修等がある。
バリアフリー	「障がい・障壁のない」という意味。日常生活や社会生活における物理的、心理的な障がいや情報に係る障壁等を取り除いていくことをいう、高齢者や障がい者にとって安全かつ住みよい社会を作るための概念。
目標耐用年数	施設を適切に維持管理し、安全に利用できる期間として目標となる耐用年数のこと。

第1章 背景、目的等

1. 背景

(1) 本市の学校施設の状況

本市の学校施設は、昭和40年代から50年代にかけての急激な人口増加による、学校施設整備の必要性に伴い新設・増築が行われました。昭和50年代末までには現在の床面積の7割程度が整備され、老朽化が進んでいる状況です。これらの学校施設は本市が定める耐用年数を順次迎えることになるため、今後、建替えや改修のための多額の費用が見込まれます。

(2) 国の動向

<予防保全型の長寿命化への転換>

国は、平成25(2013)年11月に「インフラ長寿命化基本計画※」を策定し、そのなかで、インフラの中長期的な維持管理・更新(建替え)に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が示されました。これまでの建物維持管理は、劣化箇所を補修し、老朽化したら建替えを行う事後保全型でしたが、これからは、建物の劣化が進む前に定期的に補修を行い、できるだけ建物を長持ちさせる予防保全型の長寿命化に転換することが、結果的に費用の平準化や削減につながることになるとされています。

文部科学省は「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定し、各地方公共団体に対しても学校施設を対象とした計画として、「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」の策定を求めています。

また、全国的に学校施設の老朽化が進んでいることから、従来建築後40年程度で建替えしていた学校施設に関して、その段階で長寿命化対策を行うことで、さらに30~40年の長寿命化を図り、膨大な建替え需要にかかる財政負担を平準化するよう求めています。

<共生社会の形成に向けて>

「障害者の権利に関する条約※」批准後、文部科学省では共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育※システムの構築が重要であるとし、特別支援教育を推進しています。令和2(2020)年度より小学校から順次、新学習指導要領が全面実施されており、特別支援教育や障がい理解等に関する内容が充実しています。また、令和2(2020)年度に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」と言う。)が改正され、バリアフリー法上の「特別特定建築物」に、公立小・中学校等が追加されました。これにより、公立小中学校施設の新築はもとより、既存の建築物についてもバリアフリー基準への適合の努力義務が課せられ、文部科学省ではバリアフリー化に関する整備目標の設定や国庫補助の算定割合の引き上げ等、バリアフリー化を推進しています。

*インフラ長寿命化基本計画：老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成25(2013)年6月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において同年11月に定められた計画のこと。策定後は、基本計画に基づき、国、自治体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされている。

*障害者の権利に関する条約：障がいの人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めるもの。日本の批准は平成26(2014)年1月20日。

*インクルーシブ教育：共生社会の実現に向け、障がいのあるなしに関わらず、できるだけ全ての子どもが、同じ場で共に学び、共に育つことを追究していく仕組み。

(3) 本市の動向

<予防保全型の長寿命化への転換>

本市の学校施設は、これまで平成 28（2016）年 3 月策定の「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）に基づく「公共施設整備・再編計画」「茅ヶ崎市公共建築物中長期保全計画」と、「茅ヶ崎市教育基本計画」に基づく「茅ヶ崎市教育施設再整備基本方針」（以下、「基本方針」という。）にて大規模改修や予防保全工事を行ってきました。

国の方針に基づき総合管理計画が令和 4（2022）年 3 月に改訂され、新たに個別施設計画として「学校施設」、「市営住宅」、「その他の建築物」を策定し、それぞれ再整備対応していくこととされました。

また、今後の学校施設再整備を計画的に推進するため、令和 4（2022）年度には、学校施設整備基金を新たに設置しました。（基金の条例については、29 ページ参考資料 1 を参照。）

<共生社会の形成に向けて>

本市では、児童・生徒に寄り添った教育環境の充実に資するため、全ての小・中学校に特別支援学級※を整備し、特別な支援を必要とする児童・生徒の適切な就学環境を整えるとともに、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育※を推進しています。

また、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう、段差解消や多機能トイレ※の設置等のバリアフリー化を進めています。

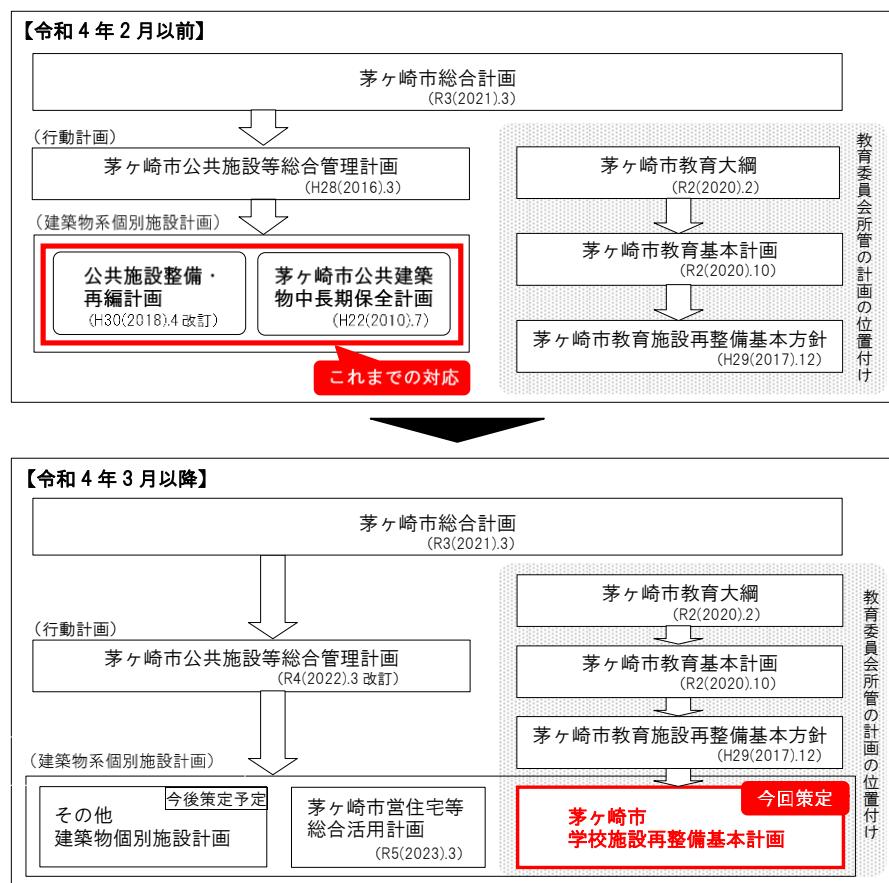


図 1-1 本計画の運用

*特別支援学級：小学校・中学校内に設置された特別な支援を必要とする児童・生徒のための学級。

*インクルーシブ教育：共生社会の実現に向け、障がいのあるなしに関わらず、できるだけ全ての子どもが、同じ場で共に学び、共に育つことを追求していく仕組み。

*多機能トイレ：車いす使用者が利用できる広さや手すり等に加えて、オストメイト対応の設備等を備えることで、車いす使用者だけでなく、高齢者、内部障がい者等の多様な人が利用可能としたトイレのこと。

2. 目的

学校施設の整備については、耐震補強や経年による機能の低下に対する機能回復（大規模改修、予防保全等）を行ってきました。今後も、財政負担の軽減を図りながら、安全・安心により良い教育環境を確保するためには、各学校の状況や今後の学校施設の目指すべき姿等を踏まえ、中長期的な視点による計画的・効果的な整備を行う必要があります。

そのため、「茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、長寿命化を基本とした計画的・効果的な改修や建替えを行うとともに、学校施設の耐用年数や再整備サイクル等を見直すことで、費用の縮減や平準化を図りつつ、教育環境を充実させることを目的とします。

3. 位置付け及び計画期間

（1）位置付け

本計画は、国の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」及び総合管理計画に基づく、学校施設の個別施設計画となります。

なお、本計画策定にあたっては、本市の最上位計画である「茅ヶ崎市総合計画」の政策目標や、「茅ヶ崎市教育基本計画」の重点施策及び基本方針と整合を図ります。

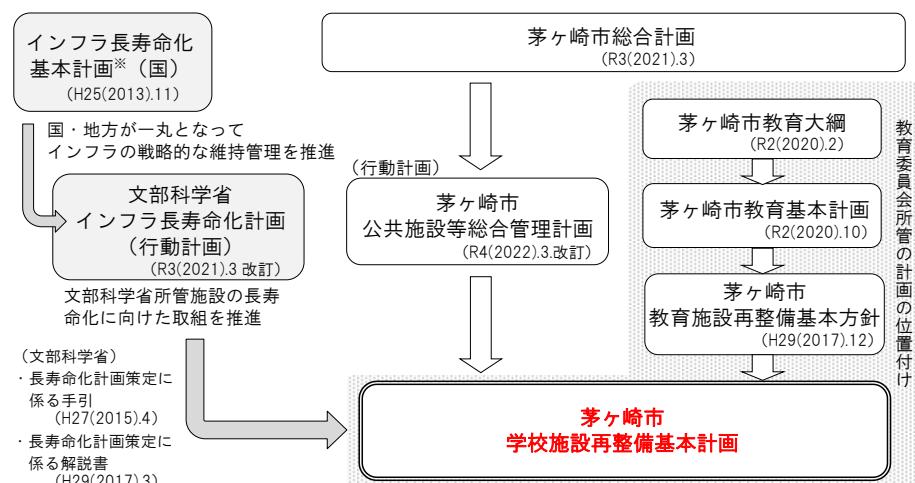


図1-2 本計画の位置付け

（2）計画期間

計画の目標年次は、計画的・効果的な整備を行うこと、また「茅ヶ崎市総合計画実施計画 2025」が運用開始されていることから令和 5（2023）年度から 10 年間の令和 14（2032）年度までとします。

なお、整備スケジュール（P22,23）については、茅ヶ崎市総合計画実施計画の改定や社会情勢の変化等に応じて見直しを行います。

*インフラ長寿命化基本計画：老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成 25（2013）年 6 月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において同年 11 月に定められた計画のこと。策定後は、基本計画に基づき、国、自治体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされている。

4. 対象施設

計画対象の施設は、教育委員会が所管する小学校（給食場を含む）19校、中学校13校の計32校（171棟（仮設校舎棟を除く））を対象とします。（対象施設については、30ページ参考資料2を参照。）

5. SDGs※と本計画の関係

持続可能な社会の実現に向け、平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核として、「持続可能な開発目標（SDGs※）」が掲げられました。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17の目標から構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。



出典/国際連合応報センターWebサイト

図1-3 SDGs※の17の目標

なお、本計画において、特に関連の深い目標は次のとおりです。



※SDGs（Sustainable Development Goals）：持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

第2章 学校施設等の状況

1. 学校施設の配置

本市の学校施設は、小学校が平成 22 (2010) 年度に新設した汐見台小学校を最後に 19 校、中学校では昭和 60 (1985) 年度に新設した萩園中学校を最後に 13 校の計 32 校になり、全体の総延べ床面積は約 23 万 m²に達しています。これらの大部分は昭和 40 年代から 50 年代後半までの間に建設された建築物になります。

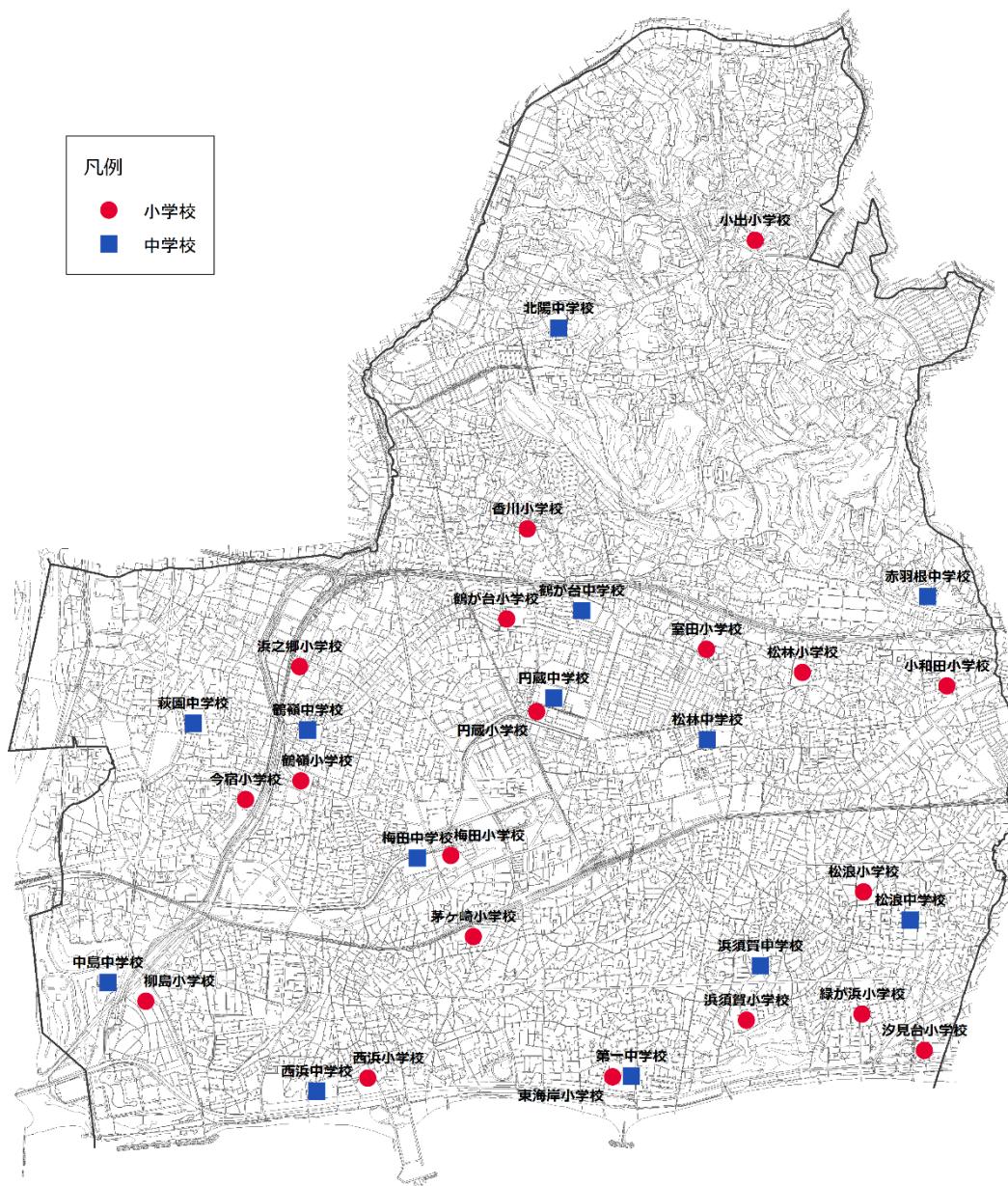


図 2-1 学校施設の配置

2. 学校施設の築年別整備状況

対象学校施設の延床面積は、建築後 50 年以上経過した建築物が 5.9 万 m² (26%)、建築後 40 ~49 年の建築物が 9.5 万 m² (42%) 存在し、全体の約 7 割を占めています。(令和 5 (2023) 年時点)

旧耐震基準※の校舎等は全て耐震補強を完了していますが、建物の老朽化が進行している状況です。

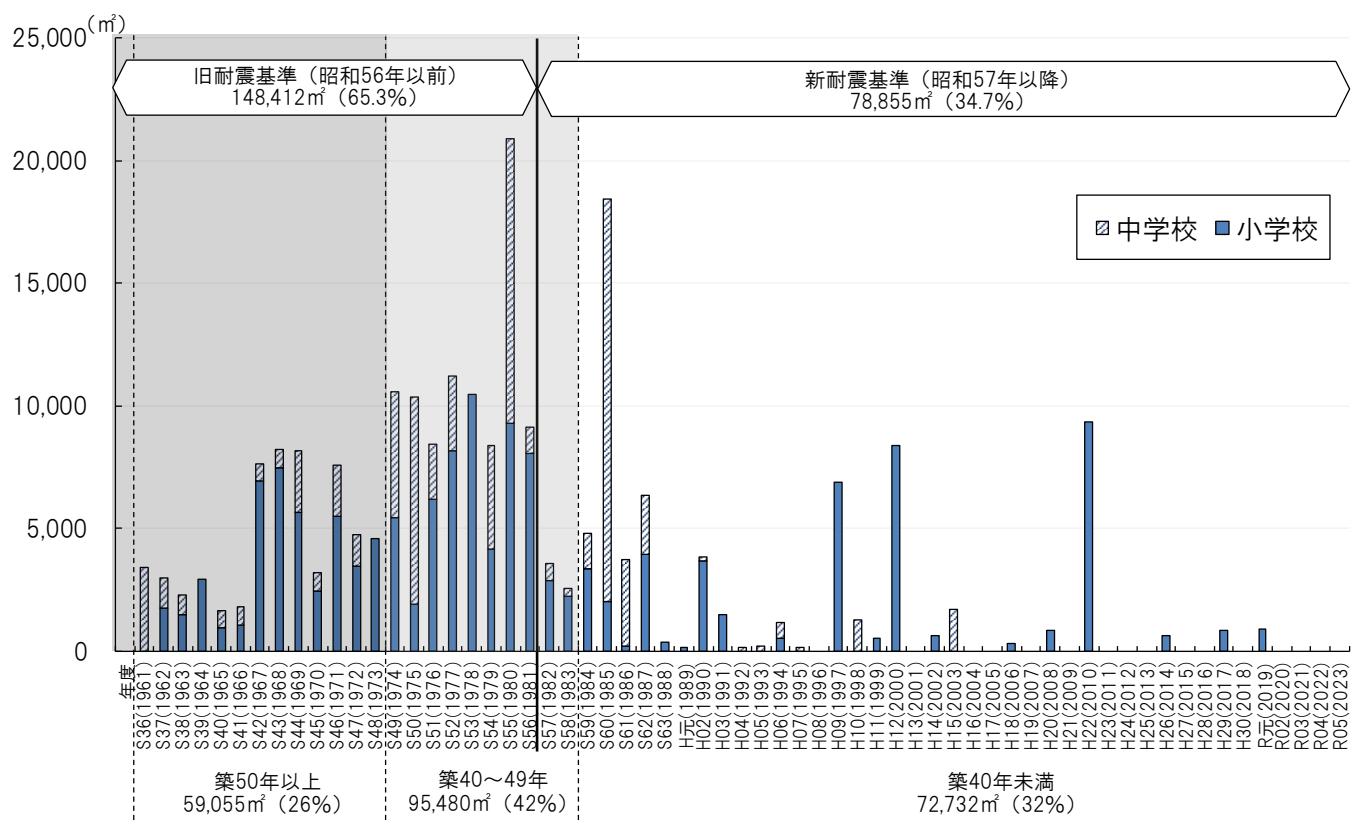
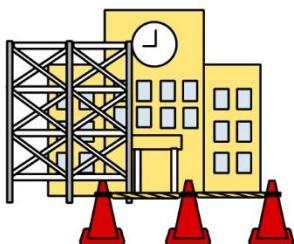


図 2-2 学校施設の築年別整備状況



*耐震基準：建築基準法に基づき、建物が地震に耐えるように定められた基準のこと。現行の基準（新耐震基準）は昭和 56 (1981) 年 6 月 1 日以降に建築確認が行われた建築物に適用されており、大規模地震（震度 6 強から 7 程度）に対して、構造体に損傷が生じても倒壊することなく、人命に被害が出ないようにすることを基本に設計されている。それ以前の耐震基準は「旧耐震基準」と称している。

3. 児童・生徒数、学級数の推移

児童・生徒数の推移は、小学校が平成 23 (2011) 年度をピークに、中学校は平成 26 (2014) 年度をピークに徐々に減少傾向にあります。一方、特別支援学級※の児童・生徒数の推移は年々増加傾向にあります。

通常の学級数については大きな変化はありませんが、特別支援学級数は、毎年 1~2 校程度の整備を推進していることから増加しています。

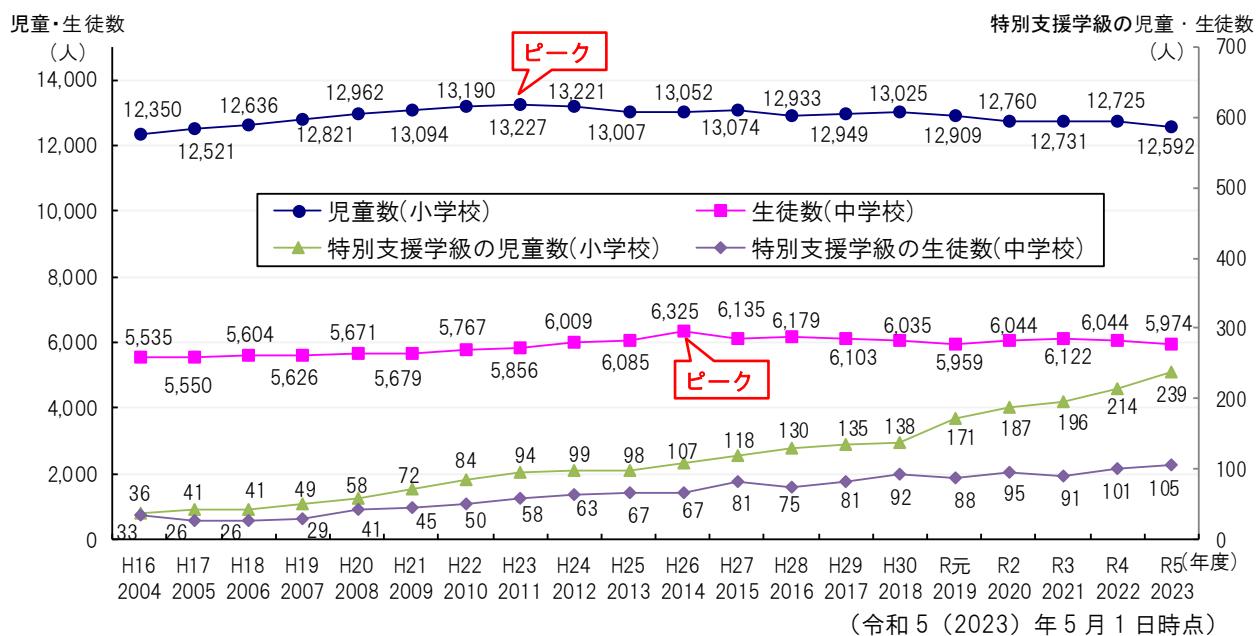


図 2-3 児童・生徒数の推移

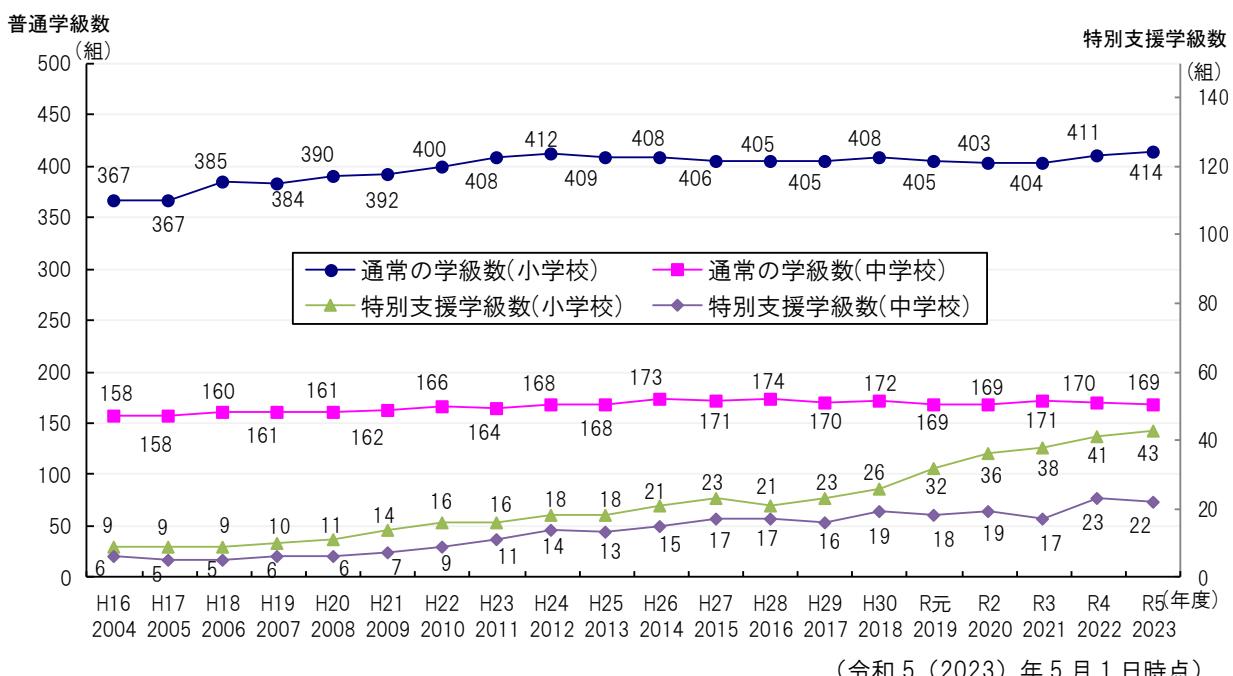


図 2-4 学級数の推移

*特別支援学級：小学校・中学校内に設置された特別な支援を必要とする児童・生徒のための学級。

4. 児童・生徒数、学級数の推計

令和 5 (2023) 年 5 月 1 日を基準とした児童・生徒数の推計によれば、10 年後の令和 15 (2033) 年時点では、児童数は約 2,000 人、生徒数は約 600 人減少する見込みです。

学級数の推計（普通学級のみ※）としては、10 年後の令和 15 (2033) 年時点では、小学校は 61 学級、中学校は 13 学級減少する見込みです。

児童・生徒数、学級数ともに減少の見込みではありますが、小・中学校の教室については、特別支援学級※の整備や、校内における多様な学びの場や児童・生徒の居場所としての相談室や個別学習支援が行える教室等の確保、中学校の少人数学級の可能性等、様々な形での活用が示唆されているため、多くの余裕教室が見込まれる状況ではありません。

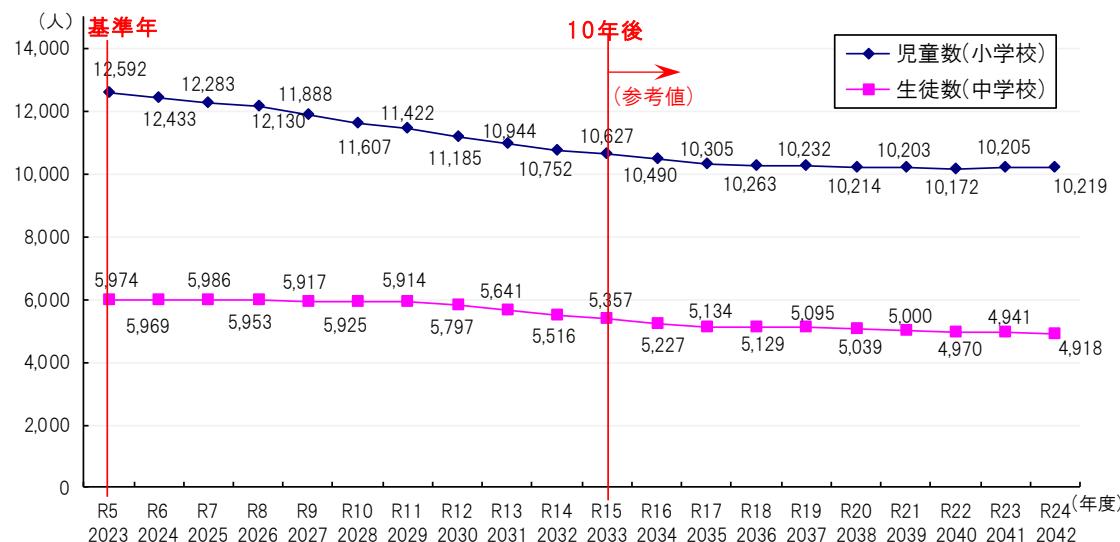


図 2-5 児童・生徒数の推計

資料/児童・生徒数推計
(特別支援学級の児童・生徒数を除く)
(令和 5 (2023) 年 5 月 1 日時点推計)

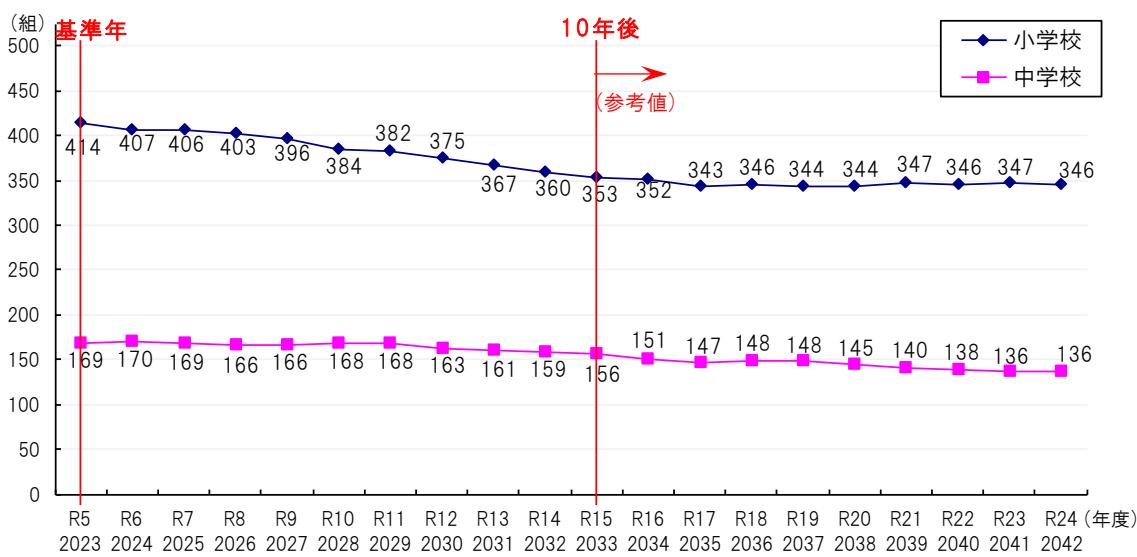


図 2-6 学級数の推計

資料/学級数推計
(特別支援学級を除く)
(令和 5 (2023) 年 5 月 1 日時点推計)

*普通学級のみ：特別支援学級※は児童・生徒個々により特別な支援内容が異なり将来推計が難しいことから、本計画では掲載していません。

※特別支援学級：小学校・中学校内に設置された特別な支援を必要とする児童・生徒のための学級。

5. 学校施設整備に要した費用

過去 5 年間で学校施設の改修及び修繕に要した費用は図 2-7 のとおりとなり、改修に要した費用は、過去 5 年平均で年間約 3 億 7000 万円、修繕に要した費用は約 8300 万円となって います。

なお、令和 3（2021）年度は、新型コロナウイルスの影響のため、改修費用が低くなっています。

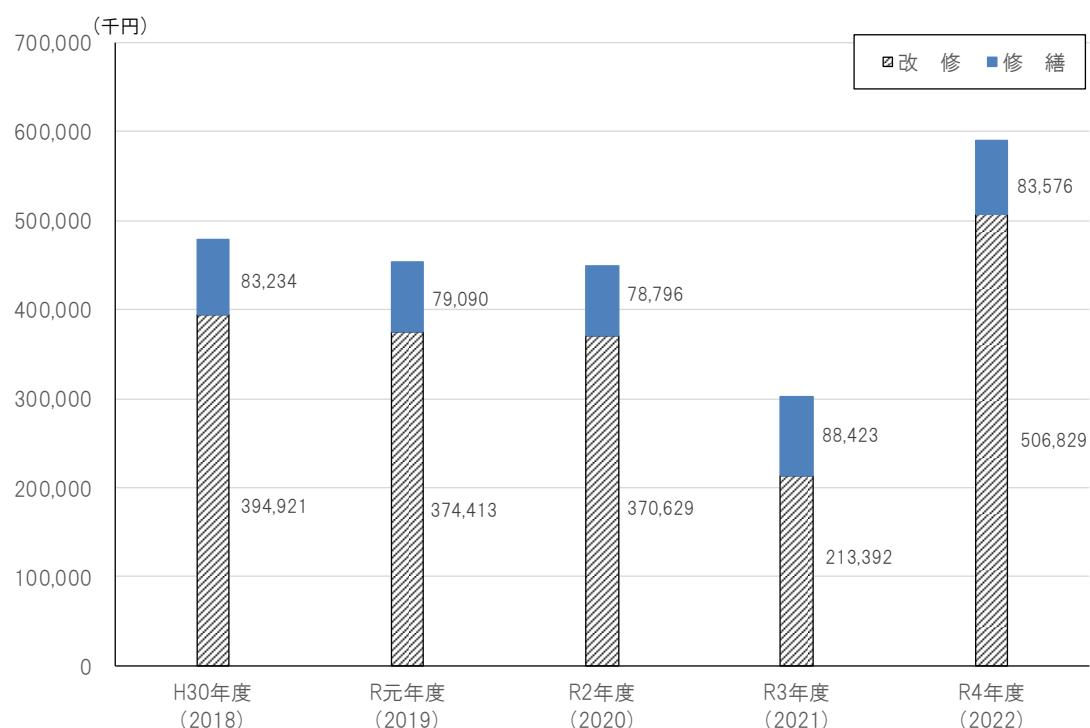


図 2-7 過去 5 年間の学校施設の改修及び修繕に要した費用



6. 学校施設整備の課題

(1) 学校教育活動の多様化

学校教育は、従来「何を教えるか」が重視されていた学習指導が、「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」と言う視点で再整理されました。そのため、施設面でも子どもたちの主体的な学びを促すため、ICT※機器の更なる活用や少人数指導、学習成果等の発表やワークショップ※のための空間整備等、多様な学習形態への対応が必要になってきています。

また、学校運営については、これまで学校側で主体的に進めてきた体制から、地域の方々等が参加する学校運営の仕組みであるコミュニティ・スクール※（学校運営協議会制度）に移行しています。

さらに、共生社会の実現に向け、障がいのあるなしに関わらず同じ学校で教育が受けられるように全小・中学校への特別支援学級※の整備をはじめ、通級指導教室※や少人数学級にも対応し、インクルーシブ教育※をより一層推進する必要があります。

(2) 学校施設の適正規模・適正配置

今後の児童・生徒数について、市全体としては減少する見込みですが、地域によっては増加の傾向があり、教室不足が懸念される等、学校ごとの状況は一様ではありません。

現状では、市全域での学校施設の規模や配置等の見直しを実施することはありませんが、建替えの際には地域ごとの将来的な児童・生徒数を見据え、検討する必要があります。

(3) 安全・安心への配慮

防犯に関しては、児童・生徒の安全確保を最優先とし、機械警備※等による防犯性に配慮した施設としていかなければなりません。

また、災害時、学校施設は地域住民の避難所としての役割を担っていることから、地域の防災拠点としての機能強化が求められています。そのため、防災機能の向上として、非常用電源※等の整備が必要です。さらに、避難施設となる屋内運動場や校舎については、空調設備や多機能トイレ※の設置等、施設として機能の向上を図り、避難環境にも配慮する必要があります。

*ICT : Information and Communication Technology の略で、多くの場合「情報通信技術」と和訳される。IT (Information Technology) の「情報」に加えて「コミュニケーション」(共同) 性が具体的に表現されている点に特徴がある。ICT とは、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現であるといえる。

*ワークショップ：学びや創造、問題解決やトレーニングの手法。参加者が自発的に作業や発言を行える環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に行なわれるものとして運営される形態。

*コミュニティ・スクール：学校運営は登下校の見守り等地域の支援なしでは成立しないことや、不登校・いじめ・災害時の対応等、学校が抱える課題は複雑化・多様化しています。このような学校と地域を取り巻く課題解決のための手立てとして、社会全体で子どもたちを育む、「地域とともにある学校」を目指し、学校運営協議会の設置が推進されています。本市では、令和7(2025)年度までに全校に設置する予定です。

*特別支援学級：小学校・中学校内に設置された特別な支援を必要とする児童・生徒のための学級。

*通級指導教室：通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。

*インクルーシブ教育：共生社会の実現に向け、障がいのあるなしに関わらず、できるだけ全ての子どもが、同じ場で共に学び、共に育つことを追求していく仕組み。

*機械警備：警備対象敷地以外の場所に基地局を設置し、警備対象物と基地局との間を回線でつなぎ、警備対象物のセンサーが盗難や事故の発生を感じし作動することで、迅速な事後対応や抑止が期待でき、警戒・防止になる。

*非常用電源：停電した場合も、一定時間、接続されている機器に対して、電力を供給し続ける電源装置。

*多機能トイレ：車いす使用者が利用できる広さや手すり等に加えて、オストメイト対応の設備等を備えることで、車いす使用者だけでなく、高齢者、内部障がい者等の多様な人が利用可能としたトイレのこと。

(4) ユニバーサルデザイン※への対応

近年、障がいの有無や性別、国籍の違い等に関わらず、共に育つことを基本理念として、物理的・心理的なバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会※環境を整備していくことが求められています。学校においても、障がい等の有無に関わらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるように、段差解消や多機能トイレ※の設置等バリアフリー化を進めてきましたが、未だ十分ではなく、今後も引き続き取り組んでいく必要があります。

また、令和5(2023)年8月に「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」が改定されたことに伴い、小・中学校においても更なるバリアフリー化が求められています。

(5) 環境への配慮

令和3(2021)年4月に策定された「茅ヶ崎市環境基本計画」では、“気候変動に対応できるまち”として、気候変動緩和策の推進を掲げています。学校施設の設備機器改修時には、環境負荷の低減を目的に省エネルギータイプの設備機器を積極的に導入するとともに、建替え時には再生可能エネルギー※の活用をはじめ、高断熱素材の採用や雨水の再利用等の確保といった点に配慮する等、環境にやさしい施設建設に向けた取り組みが重要となります。

(6) 老朽施設の解消

これまで耐震補強を最優先とし、その後大規模改修やトイレ改修等を進めてきましたが、老朽化が進んでいる状況となっています。大規模工事については、多額の費用が発生することから容易に整備が進まず、校舎のトイレについては、計画的に毎年改修を進めていますが、屋内運動場のトイレについては建設当時から改修が行われていない状況です。屋内運動場は、児童・生徒の教育の場の他、災害時の避難施設等の役割もあることから、早急に整備する必要があります。

さらに、管理諸室等の空調設備（エアコン）については更新の時期が到来し、年々更新費用が増加し続ける状況となっています。

このような状況の中、既存の学校施設を良好な状態に保つためにも、計画的に財源を確保し、長寿命化対策や建替え等に取り組む必要があります。

(7) 財政負担の軽減

本市の学校施設は、建築後40年以上経過している建物が全体の約7割を占めており、老朽化が著しい状況となっています。（令和5(2023)年時点）

将来的に、一斉に改修や建替え時期を迎えることから多額の工事費が予測されるため、施設整備の方針を明確化し、計画的・効果的な整備を図り、費用の平準化や削減する必要があります。

さらに、交付金※や学校施設整備基金等の活用により、財源を確保する必要があります。

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

※インクルーシブな社会：障がいの有無や国籍、年齢、性別等に関係なく、違いを認め合い、排除せずに共生する社会。

※再生可能エネルギー：石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である石炭エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部等自然界に常に存在するエネルギーのこと。重要な低炭素の国産エネルギー源とされている。

※交付金：国や公共団体が特定の目的を持ち、法令に基づいて他の団体に交付する金銭全般のこと。多くは国から地方自治体へ支給する金銭である。

第3章 学校施設の目指すべき姿

学校施設の再整備を検討・実施するにあたり、今後の社会・経済動向の予測、「茅ヶ崎市教育基本計画」の基本理念や同計画に定められた教育施策、総合管理計画の施設の維持保全の考え方を踏まえ、次の4つの事項に配慮し、施設づくりを行います。

I. 誰もが学びやすく、交流・学びの拠点となる施設づくり

本市においても、各学校へコミュニティ・スクール※（学校運営協議会制度）を設置する等、保護者や地域住民が参画した学校運営の体制に移行しています。また、特別支援学級※を全小・中学校に設置を目指す等、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育※を推進しています。

学校施設の再整備にあたっては、誰もが学びやすい施設づくりを進めるとともに、地域の交流や学びの拠点となる施設づくりを進めます。

○成果発表の場やワークショップ※スペース、少人数学習等、多様な学習活動や学習形態に対応できるよう、可変壁等によりレイアウトが自由に変えられる空間を設けるとともに、ICT※（情報通信技術）環境の整備、施設内のバリアフリー化を進め、障がいの有無にかかわらず市民、児童・生徒が学習しやすい場を提供します。

○学校は子どもたちの教育の場だけでなく、市民のスポーツ活動やコミュニティ形成の場等多様な役割を担っていることから、施設の有効利用や利便性向上について検討します。

II. 社会変化に対応した施設づくり

本市も近い将来には人口が減少へと転じ、高齢化等が進むことから、学校施設の再整備はその時々の需要と将来的な財政負担割合を精査しつつ財源の確保に努め、適正な規模や用途の複合化を見据えながら計画的かつ持続的に事業を推進します。

○建替えの際には、児童・生徒数の推移に合わせた学校施設規模とし、工法や建設方法等を十分に検討しつつ費用の削減に努めます。

○人口減少が進み小規模校となる際には、望ましい教育環境の確保と学習活力の維持を目標に、学校と地域コミュニティとのつながりを意識した通学区域の再編・見直しや、学校施設の規模や配置等の見直しも視野に入れて検討を進めます。また、併せて教育環境に配慮した上で、他の公共施設との複合化も視野に入れて検討します。

*コミュニティ・スクール：学校運営は登下校の見守り等地域の支援なしでは成立しないことや、不登校・いじめ・災害時の対応等、学校が抱える課題は複雑化・多様化しています。このような学校と地域を取り巻く課題解決のための手立てとして、社会全体で子どもたちを育む、「地域とともにある学校」を目指し、学校運営協議会の設置が推進されています。本市では、令和7（2025）年度までに全校に設置する予定です。

*特別支援学級：小学校・中学校内に設置された特別な支援を必要とする児童・生徒のための学級。

*インクルーシブ教育：共生社会の実現に向け、障がいのあるなしに関わらず、できるだけ全ての子どもが、同じ場で共に学び、共に育つことを追究していく仕組み。

*ワークショップ：学びや創造、問題解決やトレーニングの手法。参加者が自発的に作業や発言を行える環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態。

*ICT：Information and Communication Technology の略で、多くの場合「情報通信技術」と和訳される。IT（Information Technology）の「情報」に加えて「コミュニケーション」（共同）性が具体的に表現されている点に特徴がある。ICTとは、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現であるといえる。

III. 安全・安心で環境にやさしい施設づくり

防災性・防犯性に優れ、ユニバーサルデザイン※や脱炭素化（カーボンニュートラル）※に向けた取り組みを推進し、安全・安心で環境にやさしい施設を再整備します。

- 学校施設を地区の防災拠点として、情報収集・伝達と応急対策活動を迅速かつ円滑に実施する役割や雨水貯留機能、マンホールトイレ※等災害時の防災機能向上に努めます。
- 事件・事故を回避するため死角の少ない設計とするほか、防犯カメラ等犯罪抑止策の検討や、シックハウス・シックススクール※、アレルギー対策等に配慮しながら再整備を進めます。
- 省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギー※の活用検討、施設内外のバリアフリー化等、建替え時はもとより運営時にも環境負荷の軽減が図れ、快適な室内環境が得られるよう配慮された施設づくりに努めます。
- 建替えする際は、建築物におけるZEB※実現の検討を含めて、環境面に配慮し、脱炭素化（カーボンニュートラル）※に向けた取組を推進します。

IV. 維持・運用しやすい施設づくり

建替えにあたってはライフサイクルコスト*を適正に管理し、維持・運用しやすい施設を整備します。また、改修する施設については計画的に長寿命化対策や予防保全を進め、劣化防止に努めます。

- 既存施設は計画的に長寿命化対策や予防保全を進めるとともに、修繕等を適宜実施し、劣化防止に努めます。



*ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

※脱炭素化（カーボンニュートラル）：温室効果ガス（CO₂、メタン、一酸化二窒素、フロンガスを含む）の排出量と吸収量を均衡させること。国は、令和2（2020）年10月に32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

※マンホールトイレ：下水道管路にあるマンホールの上に簡単な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。

※シックハウス・シックススクール：住宅の高気密化や化学物質を放射する建材・内装材の使用により、新築・建替え後の住宅やビルで、化学物質等による室内空気汚染により、居住者にさまざまな体調不良が生じる現象。

※再生可能エネルギー：石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である石化エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部等自然界に常に存在するエネルギーのこと。重要な低炭素の国産エネルギー源とされている。

※ZEB：「Net Zero Energy Building」の略で、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量をさらに削減した建築物のこと。

※ライフサイクルコスト：建物が竣工後から解体廃業されるまでの期間にわたって発生する費用。建築物の企画・設計費、建設費等の初期費用（インシャルコスト）から、光熱水費や維持補修費等の維持管理費（ランニングコスト）、解体処分費用等を含む。

第4章 学校施設再整備の基本的な方針

1. 学校施設の適正規模・適正配置等

今後の児童・生徒数について、市全体としては減少する見込みですが、宅地開発やコロナ禍による社会情勢の変化等により地域によっては増加の傾向があり、教室不足が懸念される等、学校ごとの状況は一様ではありません。このような傾向は、今後も続くものと想定されます。

また、本市では文部科学省が示す方針を受け、現在一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな対応を可能とする35人学級の段階的実施やインクルーシブ教育※を推進するための特別支援学級※の整備を進めており、多くの余裕教室が見込まれる状況ではありません。

これらのことから、現状では市全域での学校施設の規模や配置等の見直しを実施することはありませんが、建替えの際には、当該学区や周辺学区内の将来的な児童・生徒数や学級数を見据え、学校規模の適正化に伴う通学区域の再編・見直し等や、児童クラブ等の公共施設との複合化も視野に入れて検討を行います。

通学区域は、学校を中心とする社会活動や地域の事業に大きな影響をもたらすことから、自治会等地域住民の理解が不可欠です。検討にあたっては、地域ごとの将来的な児童・生徒数や学級数を見据えつつ、地域住民や専門家等の意見を取り入れながら、通学区域の再編・見直し等について慎重に見極めながら検討を進めます。



*インクルーシブ教育：共生社会の実現に向け、障がいのあるなしに関わらず、できるだけ全ての子どもが、同じ場で共に学び、共に育つことを追究していく仕組み。

*特別支援学級：小学校・中学校内に設置された特別な支援を必要とする児童・生徒のための学級。

2. 再整備の基本的な方針

(1) 今後の再整備の方針

文部科学省では、全国的に学校施設の老朽化が進んでいることから、従来建築後40年程度で建替えしていた学校施設に関して、その段階で長寿命化対策を行うことで30～40年の長寿命化を図り、膨大な建替え需要にかかる財政負担を平準化し、学校施設に求められる機能・性能を確保するよう求めています。

「学校施設の長寿命化改修の手引」(平成26(2014)年1月文部科学省)では、長寿命化対策のメリットについて次のように示しています。

1. 長寿命化対策とは

学校施設の老朽化を効率的・効果的に進めるための新しい改修方法。

従来のように建築後40年程度で建替えするのではなく、費用を抑えながら建替え同等の教育環境の確保が可能。

2. 長寿命化対策のメリット

①建替えと比較し、工事費用の縮減、工期の短縮が可能

- ・構造体（柱やはり）の工事が大幅に減少するため、工事費用が建替えと比較して4割程度縮減。
- ・工期も大幅に短縮。

②建替えした場合と同等の教育環境の確保が可能

- ・ライフラインや仕上げ、機能の一新が可能。
- ・間取りを変更することも可能。

③建替えと比較し、廃棄物量が少ない

- ・排出する廃棄物が少なく環境負荷が少ない。
- ・廃棄物処理に係る費用の削減が可能。

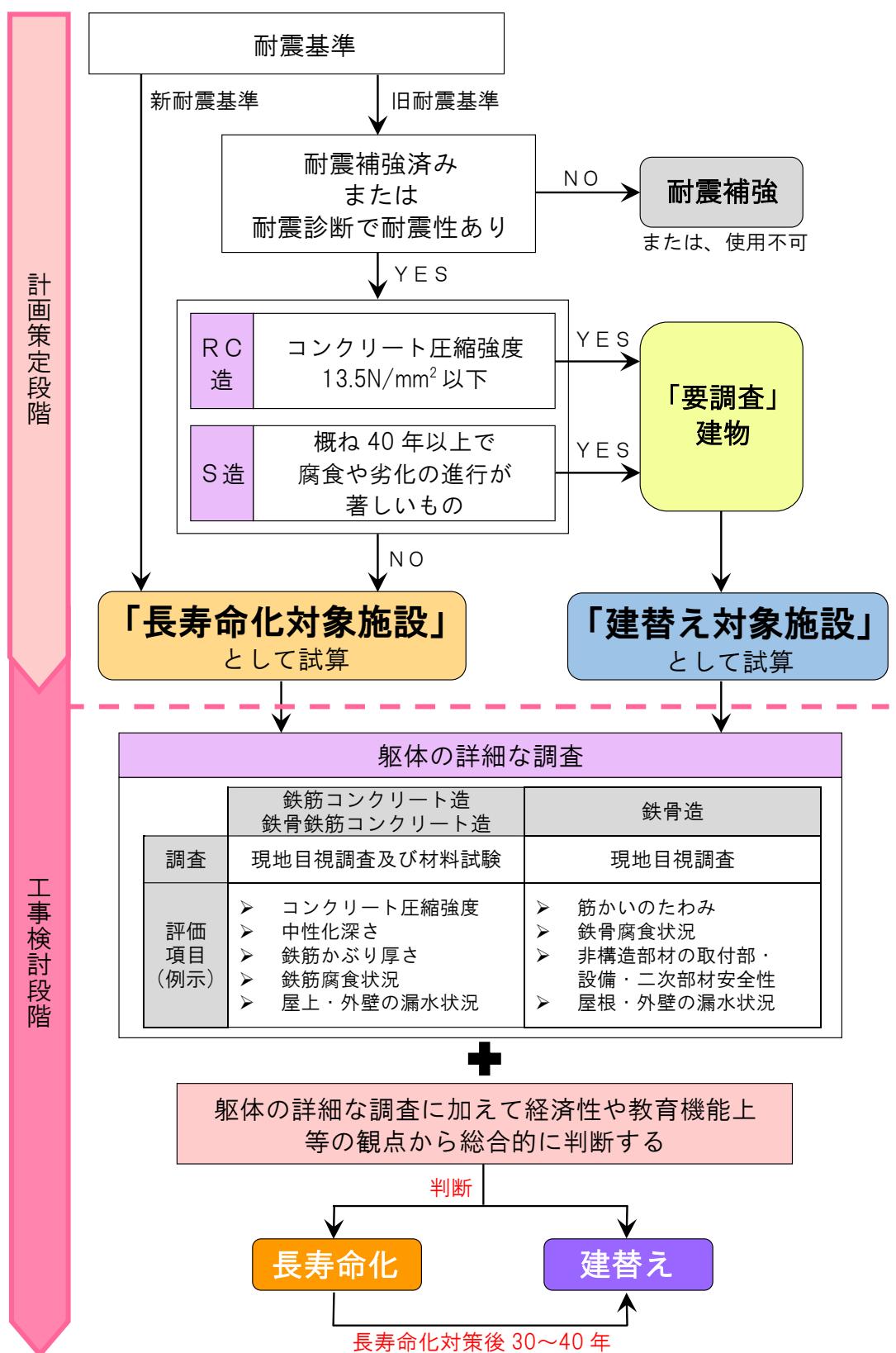
出典/学校施設の長寿命化改修の手引（文部科学省）一部修正

また、長寿命化に適さない施設として、鉄筋コンクリートの劣化が激しい施設やコンクリート強度が著しく低い施設等を挙げており、長寿命化に適するかを簡易に判別する「長寿命化の判定フロー（次ページ図4-1）」を示しています。

本市の長寿命化の判定は、このフローに沿って行うこととします。

耐震改修等の既存データより判定した場合、フローの計画策定段階では、全ての施設が「長寿命化対象施設」として試算対象となります。

工事検討段階では、躯体の詳細な調査に加え、経済性や教育機能上等の観点から「長寿命化」か「建替え」を判断します。「長寿命化」と判断した施設については、築年数や劣化状況等を考慮し、計画的に長寿命化対策を行います。なお、長寿命化対策を行った施設は、対策後30～40年を目途に使用した後、「建替え」の判断となります。



出典/学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（文部科学省）一部修正

図 4-1 長寿命化の判定フロー

(2) 長寿命化による目標耐用年数

長寿命化における目標耐用年数については、文部科学省より「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」(平成27(2015)年4月文部科学省)が公表され、学校施設の物理的な耐用年数は、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70~80年程度、さらに、技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能であると示されています。

また、日本建築学会の「建築物の耐久設計に関する考え方」では、学校施設の鉄筋コンクリート造(普通品質)の目標耐用年数は50~80年と示されています。

本市の学校施設は、前ページ「図4-1 長寿命化の判定フロー」に基づき、原則として構造躯体の状況調査等^{*}を実施することにより、建物の健全度を確認したうえで、改修履歴や劣化状況等を考慮し、経済性や教育機能上等の観点から総合的に判断し、長寿命化か建替えを決定します。長寿命化と判断した施設は、劣化状況に応じた必要な長寿命化対策を行い、目標耐用年数を延ばすこととします。

なお、本市には既に大規模改修を実施した施設があり、当施設においては耐震改修時に構造躯体の状況を確認したうえで、社会的要水準に合わせた改修を実施していることから、これらの施設についても長寿命化対策を行ったものとして目標耐用年数を延ばすこととします。

目標耐用年数の期間については、文部科学省や日本建築学会の考え方を踏まえ、総合管理計画と整合を図り、鉄筋コンクリート造は80年、鉄骨造は60年を目標耐用年数とします。

表4-1 目標耐用年数の見直し

目標耐用年数	改正前	改正後
鉄筋コンクリート造等	60年	80年
鉄骨造	45年	60年



*構造躯体の状況調査等：建築物の長寿命化に向けて、既存データの検証や構造体の劣化等の調査をすること。調査項目として、鉄筋コンクリート造であれば、コンクリート圧縮強度調査、中性化深さ調査、鉄筋腐食度調査、鉄骨造であれば鉄骨腐食度調査等を行い、建物全体の目視調査・確認を行う。過去に耐震診断を実施した学校施設については、「公立学校建物の耐力度調査説明書」(平成30(2018)年4月文部科学省)に則り、同等の調査を行ったこととみなす。

(3) 長寿命化による再整備サイクル

目標耐用年数である80年を前提に使用する施設については、概ね20年毎に予防保全（屋上防水・外壁改修、設備機器更新等）による機能回復を行います。施設をできる限り長く使用するためには、適切な維持管理を行っていくことが重要であり、損傷が軽微である早期段階から予防的な修繕等を実施することで機能・性能の保持・回復が図れ、突発的な事故や費用発生を減少させることができます。なお、予防保全を行わない期間については、3年毎に実施する定期点検（建築基準法第12条）（以下、「定期点検」という。）を活用し、軽微な不具合がある際は修繕にて対応します。

また、施設寿命の大よそ中間時期には、社会的要水準が建設当時と大きく乖離していることが想定されることから、概ね40年程度の使用を見据えた長寿命化対策を検討します。

なお、大規模改修を実施した施設においては、耐震改修時に構造躯体の状況を確認したうえで、社会的要水準に合わせた改修を実施していることから、長寿命化対策を行ったものとし、定期点検と併せて施設の劣化状況に応じた予防保全を行っていきます。

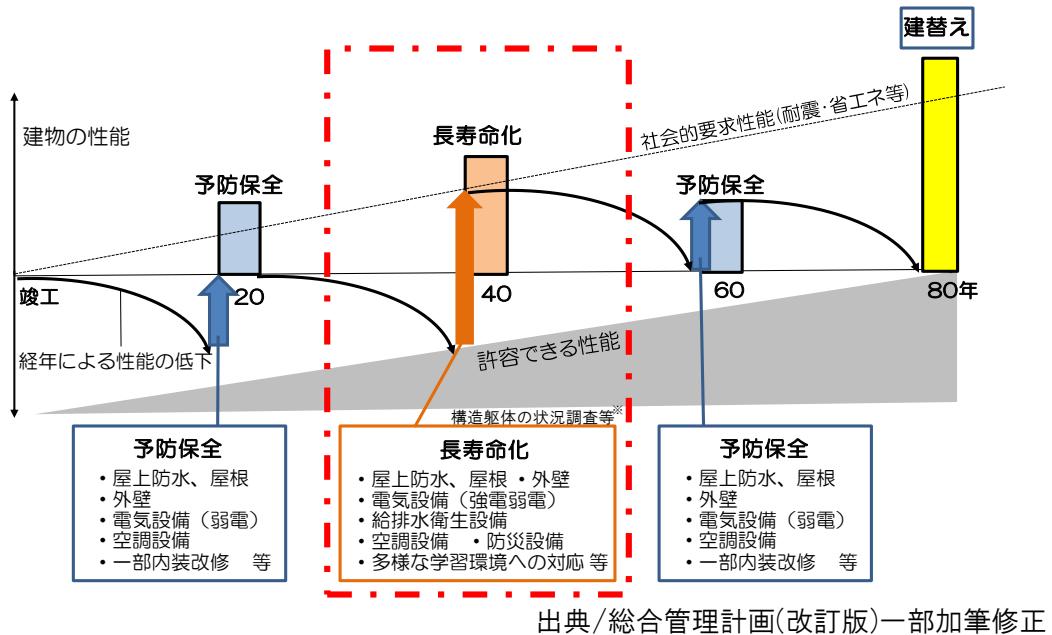


図4-2 再整備サイクルのイメージ

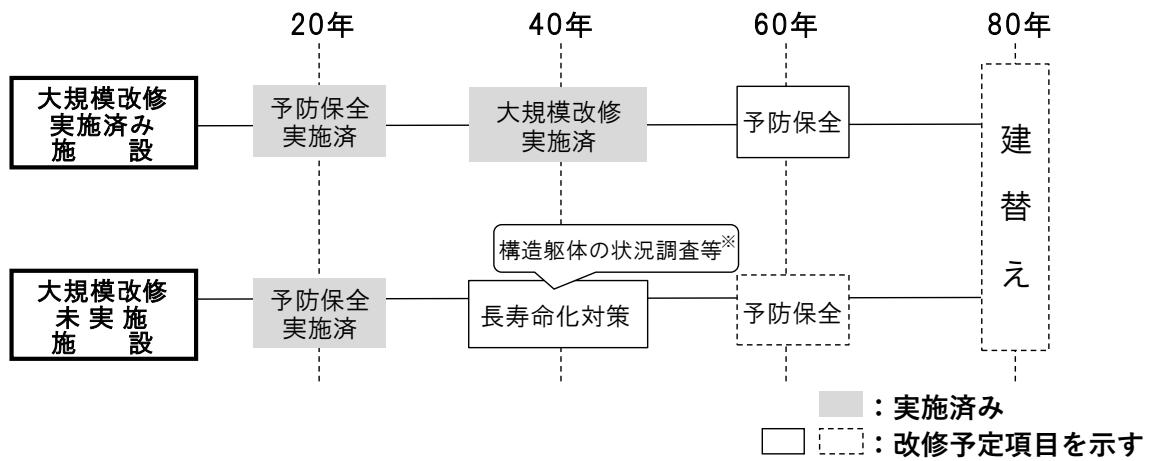


図4-3 再整備フローのイメージ

*構造躯体の状況調査等：建築物の長寿命化に向けて、既存データの検証や構造体の劣化等の調査をすること。調査項目として、鉄筋コンクリート造であれば、コンクリート圧縮強度調査、中性化深さ調査、鉄筋腐食度調査、鉄骨造であれば鉄骨腐食度調査等を行い、建物全体の目視調査・確認を行う。過去に耐震診断を実施した学校施設については、「公立学校建物の耐力度調査説明書」(平成30(2018)年4月文部科学省)に則り、同等の調査を行ったこととみなす。

第5章 基本的な方針等を踏まえた施設の再整備

1. 長寿命化対策及び予防保全の内容

長寿命化対策及び予防保全にあたっては、次の事項を基本に整備します。

改修を行うことにより、防災機能の向上や環境への配慮等にも対応していきます。

なお、具体的な整備内容については、施設の劣化状況に応じた必要な改修を選択して検討実施することとします。

【長寿命化対策】

今後概ね 40 年程度の使用を見据え、建築物外部の改修や主要設備、内外建具改修等を施し、社会的要請にも対応した改修を行います。

- 屋上防水や屋根の全面的な改修
- 外壁の全面的な改修（構造躯体の確認及び保護）
- 電気設備（強電弱電）の更新（照明のLED化等）
- 給排水設備の更新（トイレの洋式化等）
- 空調設備の更新
- 防災設備の更新
- 内装改修
- 建具改修
- 多様な学習環境への対応（多目的オープンスペース等）
- 移動等円滑化経路※や多機能トイレ※の整備等バリアフリー化

【予防保全】

21 ページ「表 5-2 予防保全対象部位の耐用年数」を参考に、経年による機能や性能の劣化に対して、建築物を良好な状態に保つため改修を行います。

- 屋上防水や屋根の改修
- 外壁の改修
- 電気設備（強電弱電）
- 給排水設備の更新
- 空調設備の更新
- 防災設備の更新
- 昇降設備の更新や改修
- 一部内装改修

※移動等円滑化経路：高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路のこと。本計画では、道路から学校施設までの経路が対象になる。

※多機能トイレ：車いす使用者が利用できる広さや手すり等に加えて、オストメイト対応の設備等を備えることで、車いす使用者だけでなく、高齢者、内部障がい者等の多様な人が利用可能としたトイレのこと。

2. 維持管理の項目・手法

(1) 予防保全対象部位

予防保全では、建築物の全ての部位を更新すると、工事規模や整備費用が多額なものとなるため、建築物の外部に面する部位や主要な設備部位等の、建築物の最低限必要な機能や性能を維持するうえで重要となる部位を「予防保全対象部位」として選定し、計画的かつ効果的な整備を図ります。

予防保全の対象とする部位を表 5-1 に示します。予防保全対象部位の部材種別の詳細については、52 ページ参考資料 4 に示します。

表 5-1 予防保全対象部位一覧

対象部位			
建築	屋上	空調設備	熱源機器
	外壁(外部建具、シーリングを含む)		全熱交換器
強電設備	受変電	空調設備	防煙・防火ダンパー
	高圧配管配線類		空調配管
	高圧引込		送風機(1 kW以上)
弱電設備	非常灯	防災設備	冷却塔
	誘導灯		空気調和機
	中央監視制御		自動火災報知
	放送用アンプ		非常警報
給排水設備	給湯ボイラー	防災設備	ガス漏れ警報
	湯沸器		消火栓
	水槽類		スプリンクラー
	浄化槽		その他消火設備
	給水給湯配管		発電・静止形発電
	排水配管	昇降設備	エレベーター
	ポンプ類		その他昇降機

(2) 予防保全対象部位の耐用年数

予防保全対象部位は、建築物の重要かつ主要な部位を屋上防水・屋根、外壁、外部建具、電気設備（強電・弱電）、給排水設備、空調設備、防災設備、昇降設備に分け、「建築物のライフサイクルコスト」((一財)建築保全センター)を参考に大よその耐用年数を定め、表5-2に示します。

なお、建築物の立地や仕様により部位の劣化状況が異なるため参考とし、建物の状況に応じて改修を行っていきます。

表5-2 予防保全対象部位の耐用年数

項目	耐用年数	
屋上防水・屋根	20年	
外壁	15年	
外部建具	鋼製	30年
	アルミ製	40年
電気設備（強電）	30年	
電気設備（弱電）	20年	
給排水設備	30年	
空調設備	15年	
防災設備	30年	
昇降設備	30年	

(3) 維持管理の手法

長寿命化対策や予防保全では「茅ヶ崎市公共建築物管理支援システム」(以下「支援システム」という。)を活用して対象を選定し、定期点検結果や建築物の状況を確認の上改修内容を定め、計画的かつ効率的な整備を図ります。

「茅ヶ崎市公共建築物管理支援システム」とは

茅ヶ崎市では平成19(2007)年1月より公共建築物の長寿命化及び維持保全の推進を目的に、「茅ヶ崎市公共建築物管理支援システム」(以下「支援システム」という。)を導入しました。この支援システムは、公共建築物の基礎データとなる敷地や建築物の面積・各種申請情報等の「施設台帳管理」、各種営繕工事における台帳や発注に係る詳細情報等の「営繕業務管理」、そして部位調査により登録したデータを基に保全シミュレーションを作成する「保全計画管理」の3つの基本構成となっています。また、これらの情報は、資産経営課のほか、営繕担当である建築課と教育施設課の3課で共有して使用しています。

第6章 再整備計画

1. 再整備の優先順位の考え方とスケジュール

建替えや長寿命化対策等においては、次の考え方で整備します。

【建替え】

建替えにおいては実施時期が集中しないよう、後期 7 年では目標耐用年数が近い松浪中学校・梅田中学校・茅ヶ崎小学校のうち 1 校を対象とし、事業に着手します。なお、建替え事業に着手する対象施設の選定にあたっては、築年数や改修履歴等を参考に、茅ヶ崎市総合計画次期実施計画の策定時期に併せて検討を行い、同計画及び本計画を見直し、建替え事業の対象を位置づけていきます。また、将来的な児童・生徒数や学級数を見据え、通学区域の再編・見直し等や学校運営に配慮した上で児童クラブ等の公共施設との複合化も視野に入れて検討を行います。

【長寿命化対策】

長寿命化対策においては、長寿命化の判定フロー（16 ページ図 4-1）を基に、建物の築年数や劣化状況、財政状況等を加味しながら進めています。

前期（令和 5（2023）年度から 3 か年）の長寿命化対象施設については、建築部材や設備機器の更新時期を超えている円蔵小学校・小出小学校・浜須賀中学校を対象に長寿命化対策を行います。

後期の対象施設については、建築後 40～49 年の施設で大規模改修未実施校を対象に、施設の劣化状況等を加味し、施設整備を行います。

【予防保全】

予防保全においては、毎年一定の工事費用を確保し、予防保全部位の耐用年数を参考に、対象部位の劣化状況に応じた内容の改修工事を行います。

【その他改修等】

その他においては、小・中学校屋内運動場の照明の LED 化・エアコンの整備やトイレ改修（バリアフリー化含む）、特別教室等へのエアコンの整備を行い、教育や避難環境の充実を図ります。

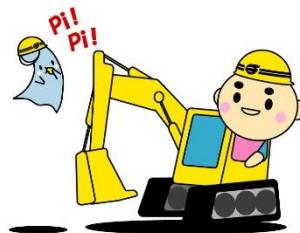
また、バリアフリー化や長寿命化への対応として、他の改修工事を考慮しつつ経過年数や利用・劣化状況等を加味し、トイレ改修（トイレの洋式化やみんなのトイレの設置等）をはじめ、特別支援学級の整備や教室改修等、継続的な整備を進め快適な教育環境の向上を図ります。

中学校給食の実施に向けた整備については、各学校の配膳室の整備等を進めています。

表6-1 スケジュール

期間	前期3年 令和5(2023)~7(2025)年度	後期7年 令和8(2026)~14(2032)年度
実施計画	実施計画2025策定	検討、設計（約5か年） 工事（約4か年） 松浪中学校、梅田中学校、茅ヶ崎小学校のうち一校
建替え 対象施設		
長寿命化 対象施設	設計・工事 円蔵小学校 小出小学校 浜須賀中学校 設計 今宿小学校 鶴嶺中学校	工事 今宿小学校 鶴嶺中学校 浜須賀中学校 設計・工事 梅田小学校 第一中学校 松林中学校 北陽中学校
予防保全 対象施設	今宿小学校 小出小学校 香川小学校 松林小学校 茅ヶ崎小学校 鶴が台小学校 西浜小学校 浜之郷小学校 松浪小学校 緑が浜小学校 赤羽根中学校 梅田中学校 第一中学校 鶴が台中学校 鶴嶺中学校 中島中学校 西浜中学校 萩園中学校 北陽中学校 松浪中学校	茅ヶ崎市総合計画実施計画策定時に検討 (建替え及び長寿命化対策対象棟を除く)
維持保全 改修 対象施設	梅田小学校 円蔵小学校 鶴嶺小学校 松林小学校 西浜小学校 松浪小学校 緑が浜小学校 赤羽根中学校 梅田中学校 円蔵中学校 松林中学校 鶴嶺中学校 西浜中学校 萩園中学校 北陽中学校	茅ヶ崎市総合計画実施計画策定時に検討 (建替え及び長寿命化対策対象棟を除く)
その他改修等	トイレ改修 中島中学校 西浜中学校 茅ヶ崎小学校 鶴嶺中学校 第一中学校 円蔵小学校	茅ヶ崎市総合計画実施計画策定時に検討 (建替え及び長寿命化対策対象棟を除く)
設備改修等 対象施設	小・中学校屋内運動場(電気、空調設備整備、給排水設備更新) 小・中学校特別教室等(空調設備整備) 中学校配膳室整備 特別支援学級整備 香川小学校給食調理場整備	

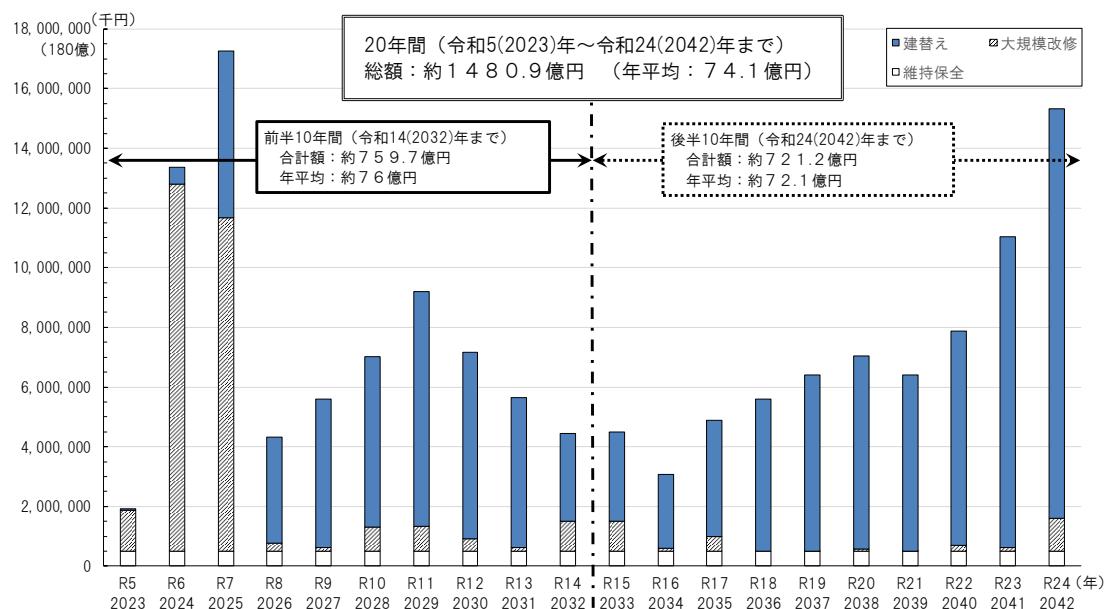
※対象施設においては今後の実施計画の状況によって変更があります。



2. 再整備費用の見通し

(1) 従前の耐用年数による再整備費用

従前の建物耐用年数（鉄筋コンクリート造 60 年、鉄骨造 45 年）で建替え、建築後 30 年前後で大規模改修を実施した際にかかる費用は、令和 5（2023）年度から 24（2042）年度までの 20 年間で総額約 1480.9 億円、年平均約 74.1 億円となる見込みです。



<計算条件>

- 建築後、鉄筋コンクリート造は 60 年、鉄骨造は 45 年で建替えを実施する。
- 建築後 30~40 年で大規模改修を実施する。
- 建替え単価、大規模改修単価は、過去の実績工事費 × 物価指數※単価とする。
※：(財)建設物価調査会の建設資材物価指數（平成 23(2011)年を指標基準時とし、令和 5(2023)年 1~6 月までの平均値）を採用。
- 建替えは既存面積と同面積にて計上。
- 維持保全（修繕、予防保全等を含む）の費用は過去直近 5 年間の平均 5 億円とする。
- エアコン及び LED 化、屋内運動場のトイレ改修の設計費、新規設置工事費、当該新設更新費は除く。
- 中学校配膳室の設計費、整備費、特別支援学級整備費は除く。
- 令和 5(2023)~7(2025)年度の再整備費用には、令和 4(2022)年度以前に大規模改修時期を迎えているものが含まれる。

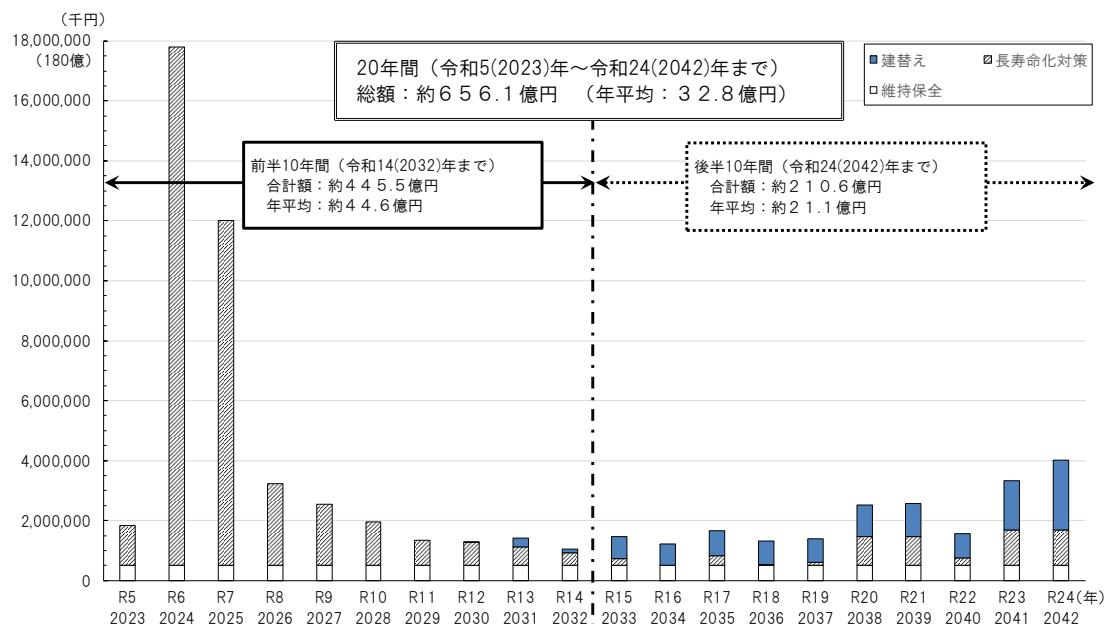
図 6-1 従前の耐用年数による再整備費用

(2) 長寿命化対策をした場合の再整備費用

耐用年数 80 年で建替え、建築後 40 年程度で長寿命化対策した場合にかかる費用は、令和 5 (2023) 年度から 24 (2042) 年度までの 20 年間で総額約 656.1 億円、年平均約 32.8 億円となる見込みです。

前ページの従前の耐用年数による再整備費用と比較すると約 825 億円縮減されます。

しかし、長寿命化対策を実施しても今後建替えや長寿命化対策の時期が集中するため、計画的な整備を図る必要があります。



<計算条件>

- 建築後、鉄筋コンクリート造は 80 年、鉄骨造は 60 年で建替えを実施する。
- 建築後概ね 40 年で長寿命化対策を実施する。
- 建替え単価は、過去の実績工事費 × 物価指数※単価とする。
※：(財)建設物価調査会の建設資材物価指数（平成 23(2011)年を指標基準時とし、令和 5(2023)年 1~6 月までの平均値）を採用。
- 建替えは既存面積と同面積にて計上。
- 長寿命化対策単価は、過去の実績工事費（建具改修、構造躯体の確認及び保護を含む）× 物価指数※単価とする。
※：(財)建設物価調査会の建設資材物価指数（平成 23(2011)年を指標基準時とし、令和 5(2023)年 1~6 月までの平均値）を採用。
- 維持保全（修繕、予防保全等を含む）の費用は過去直近 5 年間の平均 5 億円とする。
- エアコン及び LED 化、屋内運動場のトイレ改修の設計費、新規設置工事費、当該新設更新費は除く。
- 中学校配膳室の設計費、整備費、特別支援学級整備費は除く。
- 令和 5(2023)~7(2025)年度には、令和 4(2022)年度以前に長寿命化対策時期を迎えているものが含まれる。

図 6-2 長寿命化対策をした場合の再整備費用

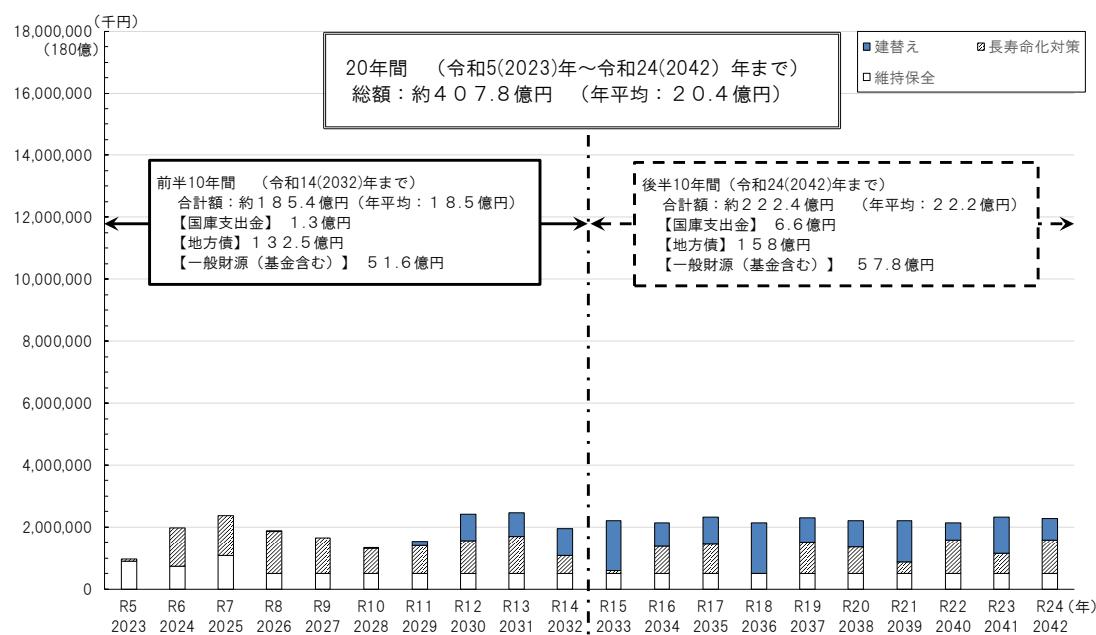
表 6-2 従前の耐用年数による再整備費用と長寿命化対策をした場合の再整備費用の比較

	前半10年間 令和5(2023)年～令和14(2032)年	後半10年間 令和15(2033)年～令和24(2042)年	合 計
(1)従前の耐用年数による再整備費用	約759.7億円 (年間約76億円)	約721.2億円 (年間約72.1億円)	約1480.9億円 (年間約74.1億円)
(2)長寿命化対策をした場合の再整備費用	約445.5億円 (年間約44.6億円)	約210.6億円 (年間約21.1億円)	約656.1億円 (年間約32.8億円)
差 引 き 額	▲約314.2億円 (▲年間約31.4億円)	▲約510.6億円 (▲年間約51億円)	▲約824.8億円 (▲年間約41.3億円)

(3) 計画的に長寿命化対策をした場合の再整備費用

全ての建物を一律の時期に整備することは困難なため、計画的に整備する必要があります。整備時期が集中しないよう第6章1(22ページ)に示す考え方で建替えの前倒しや、優先順位付けした上で、ある程度の期間を設けて長寿命化対策を行うことで整備時期を平準化し、再整備費用の更なる縮減を図ります。

計画的に長寿命化対策をした場合にかかる費用は、令和5(2023)年度から14(2032)年度までの10年間で総額約185.4億円、24年度までの20年間で総額407.8億円の費用がかかる見込みとなります。前ページの長寿命化対策により建築後80年で建替えた場合の整備費用と比較すると、20年間で約250億円縮減されます。なお、整備にあたっては、学校施設整備基金をはじめ、国庫補助金や地方債等も活用して行います。



<計算条件>

- 令和8(2026)年より建替え事業に着手し、1校ずつ建替え工事を実施する。
- 年2校程度の長寿命化対策を実施し、建替え工事開始後は年1校程度の長寿命化対策を実施する。
- 建替え単価は、過去の実績工事費×物価指数※単価とする。
- ※:(財)建設物価調査会の建設資材物価指数(平成23(2011)年を指標基準時とし、令和5(2023)年1～6月までの平均値)を採用。
- 建替えは既存面積と同面積にて計上。
- 長寿命化対策単価は、過去の実績工事費(建具改修、構造躯体の確認及び保護を含む)×物価指数※単価とする。
- ※:(財)建設物価調査会の建設資材物価指数(平成23(2011)年を指標基準時とし、令和5(2023)年1～6月までの平均値)を採用。
- 令和5(2023)年の費用は実施計画予算金額を、令和6(2024)年～令和7(2025)年の費用は実施計画予算要望金額を計上。
- 令和5(2023)年～令和7(2025)年の維持保全の費用は、予防保全改修及びその他改修等とする。
- 令和8(2026)年以降の維持保全(修繕、予防保全等を含む)の費用は過去直近5年間の平均5億円とする。
- エアコン及びLED化、屋内運動場のトイレ改修の設計費、新規設置工事費、当該新設更新費は除く。
- 中学校配膳室の設計費、整備費、特別支援学級整備費は除く。

※今後の実施計画の状況によっては、変更があります。

図6-3 計画的に長寿命化対策をした場合の再整備費用

表6-3 長寿命化対策をした場合と計画的な長寿命化対策をした場合の再整備費用の比較

	前半10年間 令和5(2023)年～令和14(2032)年	後半10年間 令和15(2033)年～令和24(2042)年	合計
(2)長寿命化対策をした場合の整備費用	約445.5億円 (年間約44.6億円)	約210.6億円 (年間約21.1億円)	約656.1億円 (年間約32.8億円)
(3)計画的に長寿命化対策をした場合の再整備費用	約185.4億円 (年間約18.5億円)	約222.4億円 (年間約22.2億円)	約407.8億円 (年間約20.4億円)
差引き額	▲約260.1億円 (▲年間約26億円)	約11.8億円 (年間約1.2億円)	▲約248.3億円 (▲年間約12.4億円)

第7章 計画の運用方針

1. 持続可能な計画とするための方策

学校施設の再整備を継続的に運用していくために、次のことを踏まえて推進します。

(1) 公民連携の推進

限られた財源の中で継続的な整備を行うため、建替え等を実施する場合は PPP[※]といった公民連携事業の可能性や先進事例等を十分調査し、効率的・効果的な事業の推進に努めます。

(2) 基金の充実

計画の推進には多額の費用を必要とすることから、長期にわたる再整備を着実に進めるためにも「茅ヶ崎市学校施設整備基金」を設置しています。本基金への計画的な積立てを行うとともに、大規模な改修工事等を行う際には財政負担の平準化を図るために活用します。

将来、規模の適正化や統廃合等で余剰となった土地については、市民や関係団体等のご意見を伺いながら、売却や定期借地等を検討し、これにより生み出された資金については基金への積立てを行います。

また、本計画の整備に対するふるさと納税や寄付金等も想定されます。学校施設の再整備は市の責務であり、市の資金を着実に計画して行ないますが、いただいた寄付金等については、当該施設の整備に最大限有効に活用していきます。

(3) 国庫補助金や地方債等の活用

国庫補助金や地方債等の情報を適宜入手し、最大限の活用に努めます。

(4) 建設費用の縮減

社会経済情勢や市民ニーズの変化等に対応しつつ、施設の規模、構造、工法や工期等の計画を適宜見直し、最小の建設費用で最大の効果が得られるよう努めます。

(5) 適正規模・適正配置

建替えの際は、将来的な児童・生徒数や学級数を見据え、学校規模の適正化に伴う通学区域の再編・見直し等や、児童クラブ等の公共施設との複合化も視野に入れて検討を行います。

検討にあたっては、地域住民や専門家等の意見を取り入れながら、通学区域の再編・見直し等について慎重に見極め、具体的な検討を進めます。

*PPP : 「Public Private Partnership」の略で、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。PFI[※]、指定管理者制度、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

*PFI : 「Private Finance Initiative」の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のこと。

2. 進捗状況の確認

(1) 茅ヶ崎市公共建築物管理支援システムの活用

今後長期間にわたり継続的に整備を行うには、対象施設の状況を常に把握し、優先順位の更新が必要です。支援システムや定期点検結果等を活用し、情報を整理更新し、計画的かつ効率的な整備を図ります。

(2) 進捗管理

学校施設の整備は、教育基本計画の政策6[※]に位置付けられているため、本計画の進捗管理は毎年度実施する教育委員会の点検・評価[※]を活用して実施します。

なお、本計画を見直す際は、茅ヶ崎市学校施設再整備検討会議や茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画府内検討会議等を活用して、茅ヶ崎市総合計画実施計画や総合管理計画と整合を図り、見直しを行うものとします。

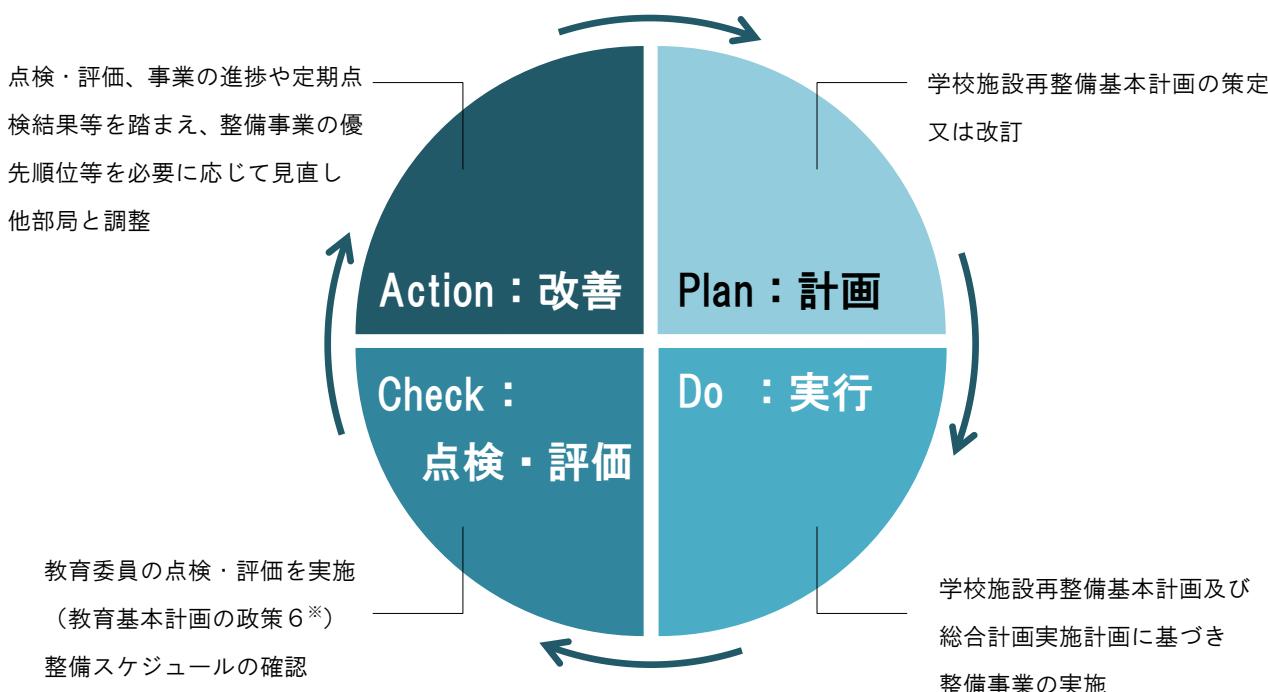


図7-1 進捗管理イメージ

*教育基本計画の政策6：教育基本計画では、基本理念に基づき、学校教育、社会教育及び教育行政に関する基本方針を定め、7つの政策と23の施策を位置づけている。学校施設の整備は、政策6安全で安心な教育施設の整備に位置付けられている。

*教育委員会の点検・評価：教育委員会は毎年、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、その権限に属する教育行政事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

参考資料

1. 茅ヶ崎市学校施設整備基金条例

令和4年9月28日
条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項及び第8項の規定に基づき、茅ヶ崎市学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市立の小学校及び中学校の施設の整備を計画的に推進するため、茅ヶ崎市学校施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(1) 市の資金

(2) 基金の趣旨に沿う寄附金

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、市立の小学校及び中学校の施設の整備を計画的に推進するために必要な事業の経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 各小・中学校の建物情報一覧

令和5（2023）年時点

（1）小学校

 : 大規模改修実施済み

通し番号	施設名	建物名	建物基本情報				構造躯体の健全性				
			用途区分	構造	階数	延床面積(m ²)	竣工年度	築年数	耐震安全性		
		種別	建物用途				西暦	和暦		基準	診断
										補強	
1	茅ヶ崎小学校	校舎北棟③	小学校	校舎	RC	3	1,726	1963	S38	60	旧
2	茅ヶ崎小学校	校舎北棟②	小学校	校舎	RC	3	1,476	1964	S39	59	旧
3	茅ヶ崎小学校	管理棟	小学校	校舎	RC	2	1,075	1965	S40	58	旧
4	茅ヶ崎小学校	校舎北棟①	小学校	校舎	RC	3	515	1966	S41	57	旧
5	茅ヶ崎小学校	プール管理棟	小学校	その他	S	1	80	1972	S47	51	旧
6	茅ヶ崎小学校	屋内運動場棟	小学校	体育館	S	2	917	1984	S59	39	新
7	茅ヶ崎小学校	特別教室棟	小学校	校舎	RC	2	540	1984	S59	39	新
8	茅ヶ崎小学校	給食場棟	小学校	給食センター	RC	3	424	1985	S60	38	新
9	鶴嶺小学校	校舎南棟東	小学校	校舎	RC	3	1,061	1968	S43	55	旧
10	鶴嶺小学校	校舎北棟東	小学校	校舎	RC	3	1,481	1970	S45	53	旧
11	鶴嶺小学校	給食場棟	小学校	給食センター	S	1	344	1971	S46	52	旧
12	鶴嶺小学校	校舎北棟西	小学校	校舎	RC	3	2,339	1971	S46	52	旧
13	鶴嶺小学校	プール管理棟	小学校	その他	RC	1	163	1980	S55	43	旧
14	鶴嶺小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	2	899	1982	S57	41	新
15	鶴嶺小学校	校舎南棟西	小学校	校舎	RC	3	774	1983	S58	40	新
16	鶴嶺小学校	図書室棟	小学校	校舎	S	1	176	1984	S59	39	新
17	松林小学校	校舎棟東	小学校	校舎	RC	3	1,702	1969	S44	54	旧
18	松林小学校	校舎棟西・配膳室棟	小学校	校舎	RC	3	2,784	1971	S46	52	旧
19	松林小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	2	876	1981	S56	42	旧
20	松林小学校	給食場棟	小学校	給食センター	RC	2	379	1984	S59	39	新
21	松林小学校	特別教室棟	小学校	校舎	RC	2	1,324	1992	H4	31	新
22	松林小学校	校舎棟西・職員室	小学校	校舎	S	1	58	1993	H5	30	新
23	松林小学校	プール管理棟	小学校	その他	RC	1	155	1992	H4	31	新
24	西浜小学校	校舎南棟西	小学校	校舎	RC	3	1,452	1966	S41	57	旧
25	西浜小学校	校舎北棟	小学校	校舎	RC	3	860	1973	S48	50	旧
26	西浜小学校	校舎南棟東	小学校	校舎	RC	3	1,363	1975	S50	48	旧
27	西浜小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	2	886	1976	S51	47	旧
28	西浜小学校	給食場棟	小学校	給食センター	RC	3	540	1983	S58	40	新
29	西浜小学校	プール管理棟	小学校	その他	RC	1	179	1984	S59	39	新
30	西浜小学校	校舎北棟(管理・特別教室棟)	小学校	校舎	RC	4	1,929	1988	S63	35	新

「不要」：耐震診断の結果、耐震性があり耐震補強が必要ないこと。

通し番号	施設名	建物名	建物基本情報						構造躯体の健全性				
			用途区分		構造	階数	延床面積(m ²)	竣工年度		築年数	耐震安全性		
			種別	建物用途				西暦	和暦		基準	診断	補強
31	小出小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	2	670	1969	S44	54	旧	済	済
32	小出小学校	校舎棟西	小学校	校舎	RC	4	1,860	1978	S53	45	旧	済	済
33	小出小学校	校舎棟東①	小学校	校舎	RC	4	1,586	1982	S57	41	新	-	-
34	小出小学校	給食場棟	小学校	給食センター	RC	1	338	1982	S57	41	新	-	-
35	小出小学校	校舎棟東②	小学校	校舎	RC	4	922	1983	S58	40	新	-	-
36	小出小学校	プール管理棟	小学校	その他	RC	1	201	1982	S57	41	新	-	-
37	松浪小学校	校舎北棟東	小学校	校舎	RC	3	751	1965	S40	58	旧	済	済
38	松浪小学校	校舎南棟	小学校	校舎	RC	3	1,475	1970	S45	53	旧	済	済
39	松浪小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	2	889	1973	S48	50	旧	済	済
40	松浪小学校	校舎中棟西	小学校	校舎	RC	3	1,223	1982	S57	41	新	-	-
41	松浪小学校	給食場棟	小学校	給食センター	RC	1	377	1984	S59	39	新	-	-
42	松浪小学校	校舎中棟東	小学校	校舎	RC	3	1,957	1984	S59	39	新	-	-
43	松浪小学校	校舎北棟西	小学校	校舎	RC	3	2,374	1990	H2	33	新	-	-
44	梅田小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	2	885	1973	S48	50	旧	済	済
45	梅田小学校	ことばの教室棟	小学校	校舎	RC	2	328	1973	S48	50	旧	済	不要
46	梅田小学校	校舎東棟東	小学校	校舎	RC	4	1,748	1979	S54	44	旧	済	済
47	梅田小学校	校舎東棟西	小学校	校舎	RC	4	957	1981	S56	42	旧	済	済
48	梅田小学校	給食場棟	小学校	給食センター	RC	2	400	1983	S58	40	新	-	-
49	梅田小学校	校舎西棟東	小学校	校舎	RC	4	1,803	1986	S61	37	新	-	-
50	梅田小学校	校舎西棟西	小学校	校舎	RC	4	1,694	1988	S63	35	新	-	-
51	梅田小学校	プール管理棟	小学校	その他	RC	1	148	1988	S63	35	新	-	-
52	香川小学校	校舎北棟	小学校	校舎	RC	3	2,861	1965	S40	58	旧	済	済
53	香川小学校	校舎南棟	小学校	校舎	RC	4	3,646	1975	S50	48	旧	済	済
54	香川小学校	給食場棟	小学校	給食センター	RC	4	593	1985	S60	38	新	-	-
55	香川小学校	特別教室棟	小学校	校舎	RC	4	813	2009	H21	14	新	-	-
56	香川小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	2	885	1975	S50	48	旧	済	済
57	香川小学校	プール管理棟	小学校	その他	RC	1	164	1989	H元	34	新	-	-
58	浜須賀小学校	校舎中棟東	小学校	校舎	RC	3	1,837	1968	S43	55	旧	済	済
59	浜須賀小学校	教室北棟	小学校	校舎	RC	3	1,821	1969	S44	54	旧	済	済
60	浜須賀小学校	給食場棟	小学校	給食センター	RC	1	563	1982	S57	41	新	-	-
61	浜須賀小学校	校舎中棟西	小学校	校舎	RC	3	1,192	1972	S47	51	旧	済	済
62	浜須賀小学校	校舎南棟	小学校	校舎	RC	3	1,624	1976	S51	47	旧	済	済
63	浜須賀小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	2	886	1978	S53	45	旧	済	済
64	浜須賀小学校	プール管理棟	小学校	その他	RC	1	164	1989	H元	34	新	-	-

「不要」：耐震診断の結果、耐震性があり耐震補強が必要ないこと。

通し番号	施設名	建物名	建物基本情報						構造躯体の健全性				
			種別	建物用途	構造	階数	延床面積(m ²)	竣工年度		築年数	耐震安全性		
								西暦	和暦		基準	診断	補強
65	鶴が台小学校	校舎南棟	小学校	校舎	RC	3	2,018	1968	S43	55	旧	済	済
66	鶴が台小学校	校舎中棟	小学校	校舎	RC	3	2,125	1968	S43	55	旧	済	済
67	鶴が台小学校	校舎北棟	小学校	校舎	RC	4	2,318	1973	S48	50	旧	済	済
68	鶴が台小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	2	886	1979	S54	44	旧	済	済
69	鶴が台小学校	給食場棟	小学校	給食センター	RC	4	604	2003	H15	20	新	-	-
70	鶴が台小学校	プール管理棟	小学校	その他	RC	1	182	1981	S56	42	旧	-	-
71	柳島小学校	校舎北棟	小学校	校舎	RC	3	2,433	1969	S44	54	旧	済	済
72	柳島小学校	校舎南棟	小学校	校舎	RC	3	4,070	1969	S44	54	旧	済	済
73	柳島小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	2	885	1974	S49	49	旧	済	済
74	柳島小学校	校舎東棟(渡り廊下)	小学校	その他	RC	3	530	1995	H7	28	新	-	-
75	柳島小学校	給食場棟	小学校	給食センター	RC	2	377	1981	S56	42	旧	済	不要
76	柳島小学校	校舎東棟(配膳室)	小学校	給食センター	RC	3	281	2007	H19	16	新	-	-
77	柳島小学校	プール管理棟	小学校	その他	RC	1	166	1979	S54	44	旧	-	-
78	小和田小学校	校舎南棟西	小学校	校舎	RC	4	1,814	1974	S49	49	旧	済	済
79	小和田小学校	管理教室棟	小学校	校舎	RC	4	1,818	1978	S53	45	旧	済	済
80	小和田小学校	特別教室・屋内運動場棟	小学校	校舎	RC	2	1,696	1980	S55	43	旧	済	済
81	小和田小学校	プール管理棟	小学校	その他	S	1	152	1988	S63	35	新	-	-
82	小和田小学校	給食場棟	小学校	給食センター	S	4	846	2017	H29	6	新	-	-
83	小和田小学校	校舎南棟東	小学校	校舎	RC	4	1,487	1974	S49	49	旧	済	済
84	円蔵小学校	校舎棟西	小学校	校舎	RC	4	2,975	1977	S52	46	旧	済	済
85	円蔵小学校	校舎棟中	小学校	校舎	RC	4	1,080	1977	S52	46	旧	済	済
86	円蔵小学校	屋内運動場	小学校	その他	S	2	886	1979	S54	44	旧	済	済
87	円蔵小学校	校舎棟東	小学校	校舎	RC	4	1,131	1991	H3	32	新	-	-
88	円蔵小学校	給食場棟	小学校	給食センター	S	4	591	2015	H27	8	新	-	-
89	円蔵小学校	プール管理棟	小学校	校舎	S	1	173	1986	S61	37	新	-	-
90	今宿小学校	校舎棟西	小学校	校舎	RC	4	4,764	1978	S53	45	旧	済	済
91	今宿小学校	校舎棟東	小学校	校舎	RC	4	802	1982	S57	41	新	-	-
92	今宿小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	2	886	1980	S55	43	旧	済	済
93	今宿小学校	プール管理棟	小学校	その他	RC	1	155	1990	H2	33	新	-	-
94	今宿小学校	給食場棟	小学校	給食センター	S	4	878	2019	H31	4	新	-	-
95	室田小学校	校舎棟中	小学校	校舎	RC	4	1,615	1979	S54	44	旧	済	済
96	室田小学校	校舎棟東・給食場棟	小学校	校舎	RC	4	3,281	1979	S54	44	旧	済	済
97	室田小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	2	886	1981	S56	42	旧	済	済
98	室田小学校	校舎棟西	小学校	校舎	RC	4	1,345	1982	S57	41	新	-	-
99	室田小学校	プール付属室	小学校	その他	RC	1	179	1985	S60	38	新	-	-

「不要」：耐震診断の結果、耐震性があり耐震補強が必要ないこと。

通し番号	施設名	建物名	建物基本情報								構造躯体の健全性		
			用途区分		構造	階数	延床面積(m ²)	建築年度		築年数	耐震安全性		
			種別	建物用途				西暦	和暦		基準	診断	補強
100	東海岸小学校	校舎南棟	小学校	校舎	RC	3	3,124	1981	S56	42	新	-	-
101	東海岸小学校	校舎北棟・給食場棟	小学校	校舎	RC	3	3,026	1981	S56	42	新	-	-
102	東海岸小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	2	900	1982	S57	41	新	-	-
103	東海岸小学校	プール管理棟	小学校	その他	RC	1	163	1991	H3	32	新	-	-
104	浜之郷小学校	校舎・渡り廊下	小学校	校舎	RC	3	4,487	1998	H10	25	新	-	-
105	浜之郷小学校	特別教室・プール管理棟	小学校	校舎	RC	3	2,334	1998	H10	25	新	-	-
106	浜之郷小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	2	1,199	1998	H10	25	新	-	-
107	浜之郷小学校	給食場棟	小学校	給食センター	RC	2	488	2000	H12	23	新	-	-
108	緑が浜小学校	普通教室棟	小学校	校舎	RC	3	2,561	2001	H13	22	新	-	-
109	緑が浜小学校	特別教室・給食場棟	小学校	校舎	RC	3	3,842	2001	H13	22	新	-	-
110	緑が浜小学校	屋内運動場・プール管理棟	小学校	校舎	RC	3	1,986	2001	H13	22	新	-	-
111	汐見台小学校	普通教室棟	小学校	校舎	RC	3	4,497	2011	H23	12	新	-	-
112	汐見台小学校	管理・特別教室・プール・給食場棟	小学校	校舎	RC	3	3,836	2011	H23	12	新	-	-
113	汐見台小学校	屋内運動場	小学校	体育館	S	2	1,032	2011	H23	12	新	-	-
-	鶴嶺小学校	仮設校舎棟	小学校	校舎	S	3	1,450	2017	H29	6	新	-	-



(2) 中学校

 : 大規模改修実施済み

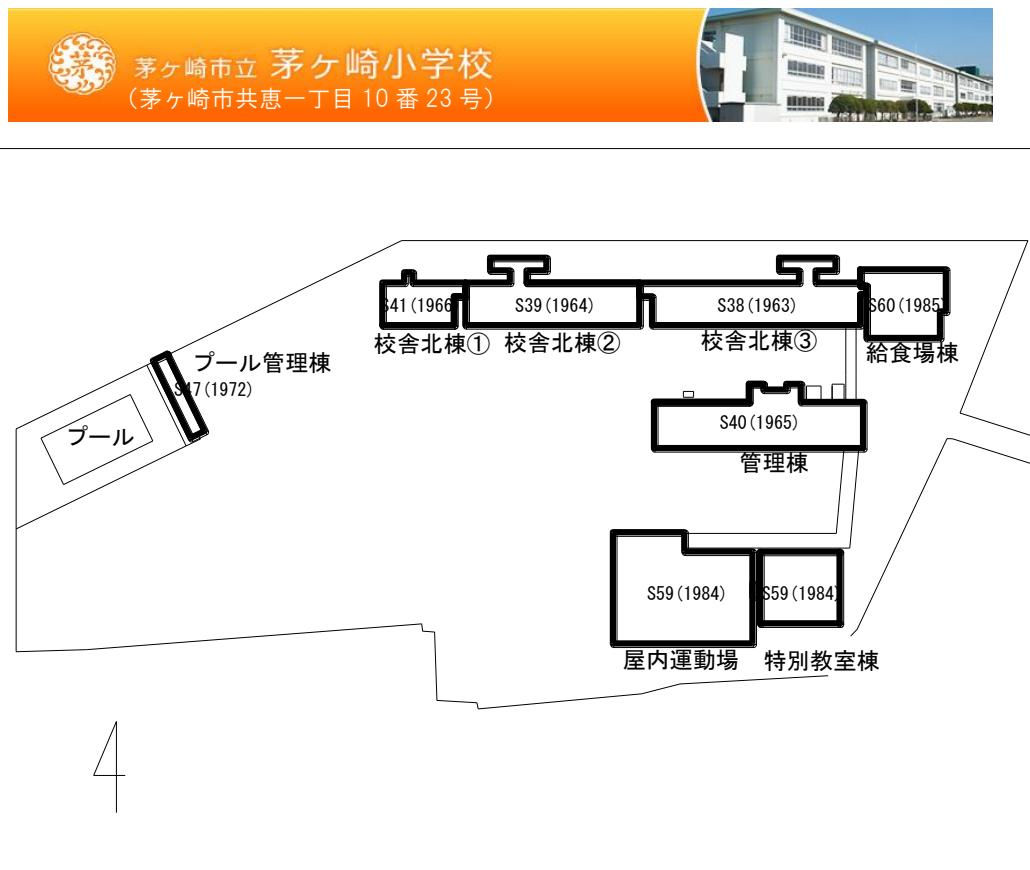
通し番号	施設名	建物名	建物基本情報						構造躯体の健全性		
			用途区分	構造	階数	延床面積(m ²)	竣工年度		築年数	耐震安全性	
			種別	建物用途	西暦	和暦	基準	診断	補強		
1	第一中学校	校舎北棟東	中学校	校舎	RC	4	1,301	1973	S48	50	旧 済 済
2	第一中学校	校舎北棟西	中学校	校舎	RC	3	1,309	1980	S55	43	旧 済 済
3	第一中学校	校舎中棟	中学校	校舎	RC	3	2,358	1980	S55	43	旧 済 済
4	第一中学校	校舎南棟	中学校	校舎	RC	3	2,498	1981	S56	42	新 - -
5	第一中学校	屋内運動場棟	中学校	体育館	S	2	1,706	2004	H16	19	新 - -
6	第一中学校	プール管理棟	中学校	その他	RC	1	166	1991	H3	32	新 - -
7	鶴嶺中学校	屋内運動場	中学校	体育館	RC	2	725	1968	S43	55	旧 済 済
8	鶴嶺中学校	校舎棟西	中学校	校舎	RC	4	2,759	1977	S52	46	旧 済 済
9	鶴嶺中学校	校舎棟東	中学校	校舎	RC	4	2,344	1987	S62	36	新 - -
10	鶴嶺中学校	特別教室棟	中学校	校舎	S	1	184	1987	S62	36	新 - -
11	鶴嶺中学校	プール管理棟	中学校	その他	RC	1	116	1992	H4	31	新 - -
12	松林中学校	校舎北棟東	中学校	校舎	RC	4	2,586	1978	S53	45	旧 済 済
13	松林中学校	校舎北棟西	中学校	校舎	RC	3	995	1985	S60	38	新 - -
14	松林中学校	校舎南棟	中学校	校舎	RC	2	1,296	1988	S63	35	新 - -
15	松林中学校	屋内運動場	中学校	体育館	S	2	1,271	1999	H11	24	新 - -
16	松林中学校	プール管理棟	中学校	その他	RC	1	180	1993	H5	30	新 - -
17	西浜中学校	屋内運動場	中学校	体育館	RC	2	750	1967	S42	56	旧 済 済
18	西浜中学校	校舎棟中	中学校	校舎	RC	4	1,141	1972	S47	51	旧 済 済
19	西浜中学校	校舎棟東	中学校	校舎	RC	4	697	1983	S58	40	新 - -
20	西浜中学校	校舎棟西	中学校	校舎	RC	4	2,661	1986	S61	37	新 - -
21	西浜中学校	プール管理棟	中学校	その他	W	1	141	1996	H8	27	新 - -
22	松浪中学校	校舎北棟	中学校	校舎	RC	3	2,752	1961	S36	62	旧 済 済
23	松浪中学校	校舎東棟北	中学校	校舎	RC	3	673	1966	S41	57	旧 済 済
24	松浪中学校	屋内運動場	中学校	体育館	RC	2	705	1968	S43	55	旧 済 済
25	松浪中学校	校舎東棟南	中学校	校舎	RC	3	478	1985	S60	38	新 - -
26	梅田中学校	校舎棟東	中学校	校舎	RC	3	2,642	1962	S37	61	旧 済 済
27	梅田中学校	屋内運動場	中学校	体育館	RC	2	752	1970	S45	53	旧 済 済
28	梅田中学校	校舎棟西	中学校	校舎	RC	3	1,279	1980	S55	43	新 - -
29	鶴が台中学校	校舎南棟	中学校	校舎	RC	4	2,458	1970	S45	53	旧 済 済
30	鶴が台中学校	屋内運動場	中学校	体育館	S	2	751	1971	S46	52	旧 済 済
31	鶴が台中学校	技術科室棟	中学校	校舎	S	1	273	1971	S46	52	旧 済 済
32	鶴が台中学校	校舎北棟西	中学校	校舎	RC	4	1,821	1975	S50	48	旧 済 済
33	鶴が台中学校	校舎北棟東	中学校	校舎	RC	4	1,427	1986	S61	37	新 - -

建物基本情報										構造躯体の健全性			
通し番号	施設名	建物名	用途区分		構造	階数	延床面積(m ²)	建築年度		築年数	耐震安全性		
			種別	建物用途				西暦	和暦		基準	診断	補強
34	浜須賀中学校	校舎北棟中①	中学校	校舎	RC	3	1,020	1975	S50	48	旧	済	済
35	浜須賀中学校	校舎南棟	中学校	校舎	RC	4	2,962	1975	S50	48	旧	済	済
36	浜須賀中学校	屋内運動場	中学校	体育館	S	2	778	1975	S50	48	旧	済	済
37	浜須賀中学校	校舎北棟中②	中学校	校舎	RC	3	989	1980	S55	43	旧	済	済
38	浜須賀中学校	校舎北棟西	中学校	校舎	RC	3	588	1986	S61	37	新	-	-
39	浜須賀中学校	特別教室棟	中学校	校舎	RC	3	602	1995	H7	28	新	-	-
40	北陽中学校	校舎棟西	中学校	校舎	RC	4	1,641	1976	S51	47	旧	済	済
41	北陽中学校	校舎棟中	中学校	校舎	RC	4	1,938	1976	S51	47	旧	済	済
42	北陽中学校	校舎棟東(特別教室棟)	中学校	校舎	RC	4	588	1986	S61	37	新	-	-
43	北陽中学校	屋内運動場	中学校	体育館	S	2	750	1977	S52	46	旧	済	済
44	中島中学校	校舎棟西	中学校	校舎	RC	4	2,035	1976	S51	47	旧	済	済
45	中島中学校	校舎棟東	中学校	校舎	RC	4	2,169	1976	S51	47	旧	済	済
46	中島中学校	屋内運動場	中学校	体育館	S	2	778	1977	S52	46	旧	済	済
47	中島中学校	技術科室棟	中学校	校舎	S	1	171	1976	S51	47	旧	済	済
48	円蔵中学校	校舎棟西	中学校	校舎	RC	4	1,925	1981	S56	42	新	-	-
49	円蔵中学校	特別教室・屋内運動場	中学校	校舎	RC	2	2,121	1981	S56	42	新	-	-
50	円蔵中学校	校舎棟東	中学校	校舎	RC	4	2,053	1981	S56	42	新	-	-
51	赤羽根中学校	特別教室棟	中学校	校舎	RC	4	1,838	1985	S60	38	新	-	-
52	赤羽根中学校	管理特別教室棟	中学校	校舎	RC	4	1,422	1985	S60	38	新	-	-
53	赤羽根中学校	教室棟	中学校	校舎	RC	4	2,164	1985	S60	38	新	-	-
54	赤羽根中学校	特別教室・屋内運動場・プール管理棟	中学校	校舎	RC	1	1,523	1985	S60	38	新	-	-
55	萩園中学校	管理特別教室・普通教室棟	中学校	校舎	RC	4	4,538	1986	S61	37	新	-	-
56	萩園中学校	特別教室棟	中学校	校舎	RC	3	755	1986	S61	37	新	-	-
57	萩園中学校	プール管理棟	中学校	その他	RC	1	189	1986	S61	37	新	-	-
58	萩園中学校	屋内運動場	中学校	体育館	S	2	824	1986	S61	37	新	-	-



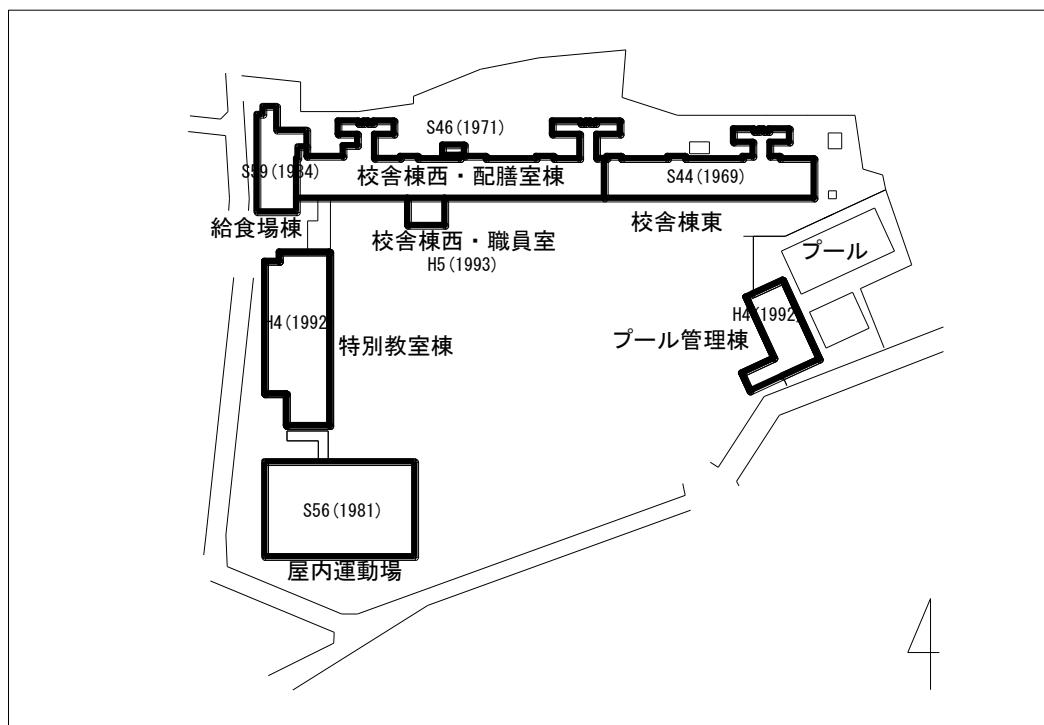
3. 各小・中学校の建物配置状況

(1) 小学校

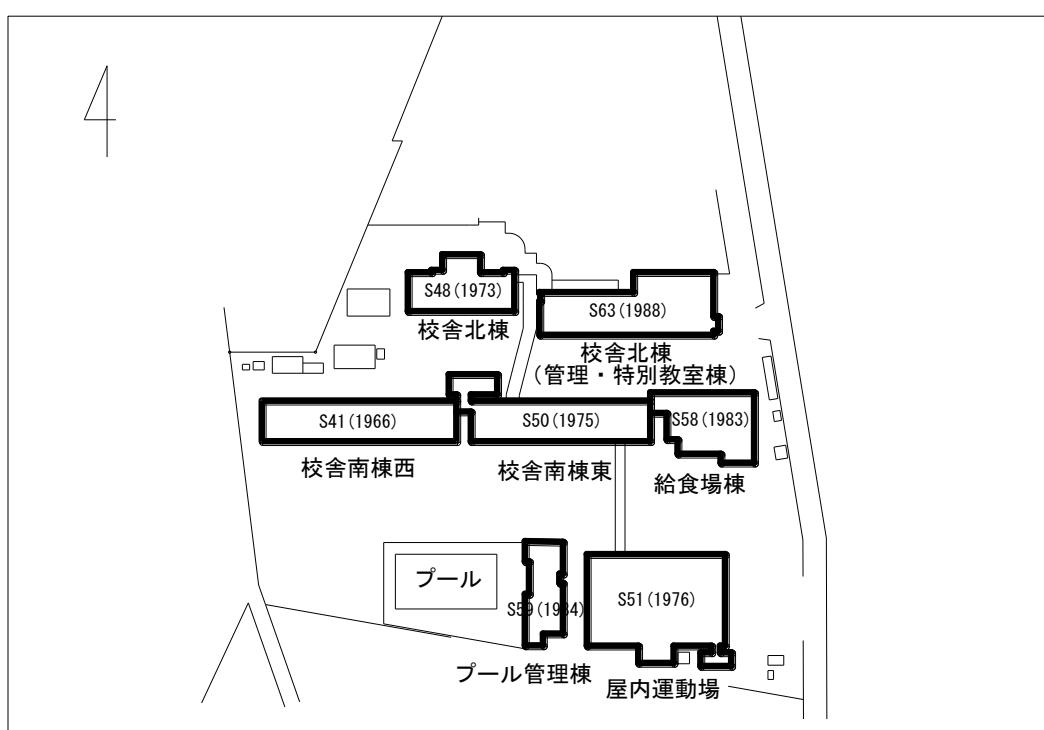


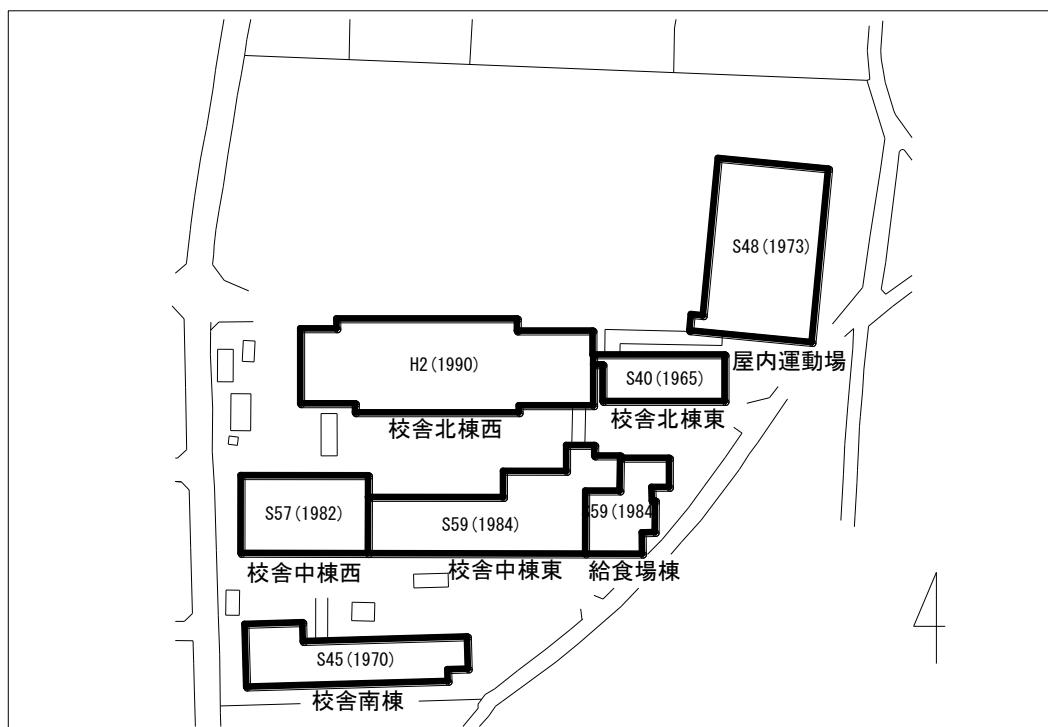
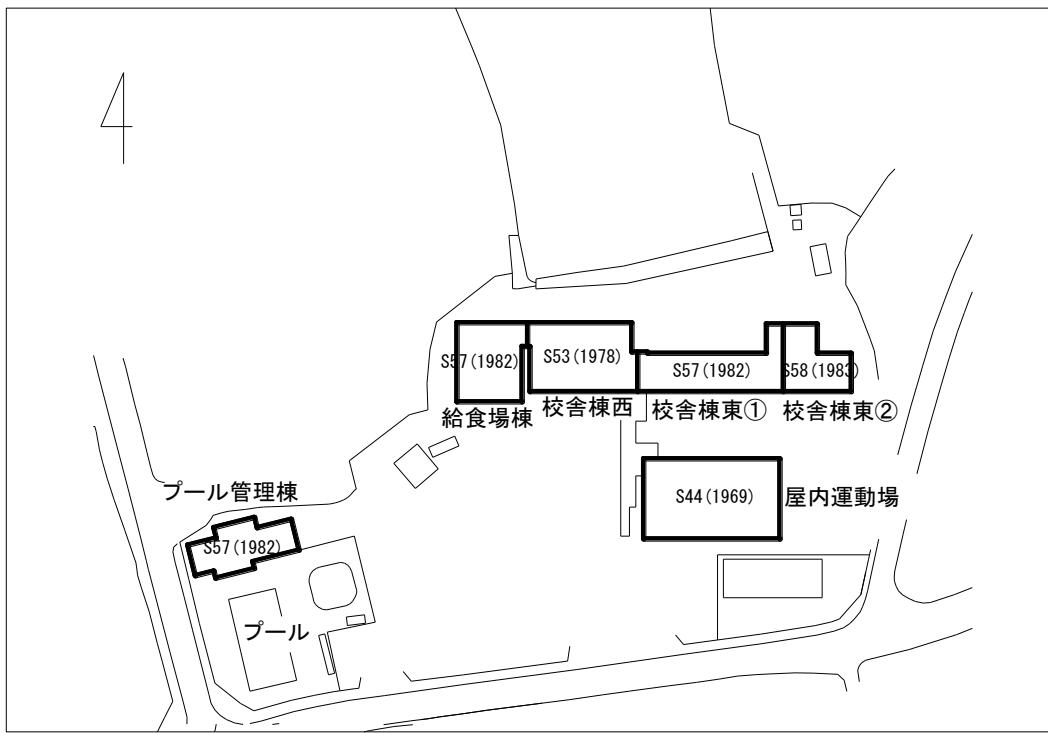


茅ヶ崎市立 松林小学校
(茅ヶ崎市菱沼一丁目1番1号)



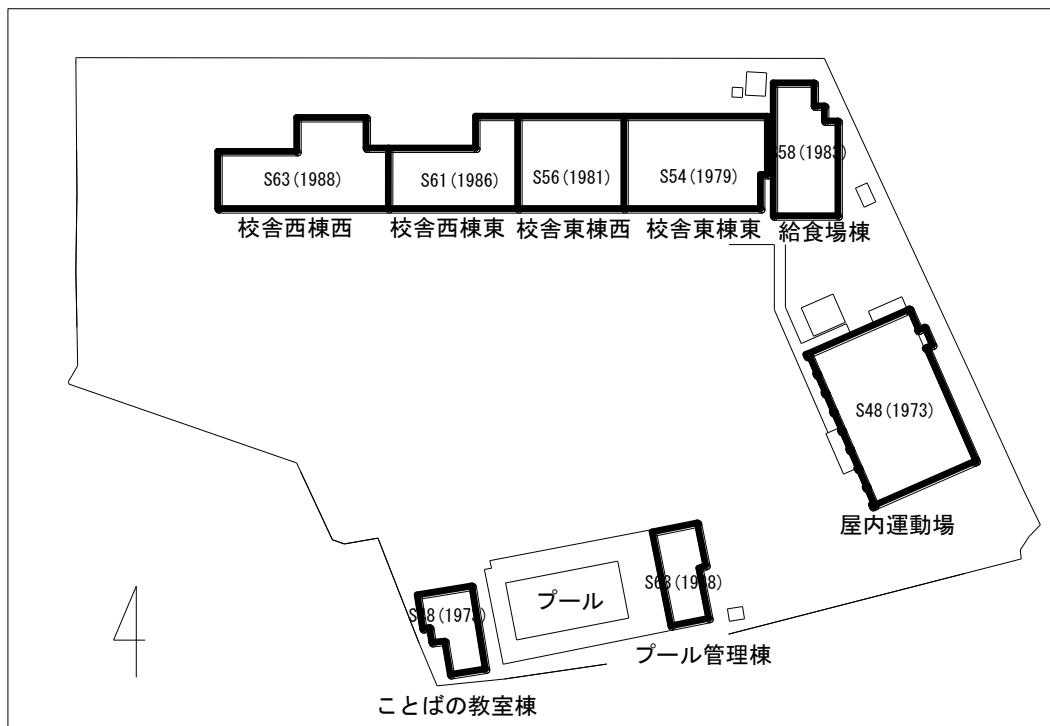
茅ヶ崎市立 西浜小学校
(茅ヶ崎市南湖六丁目5番8号)



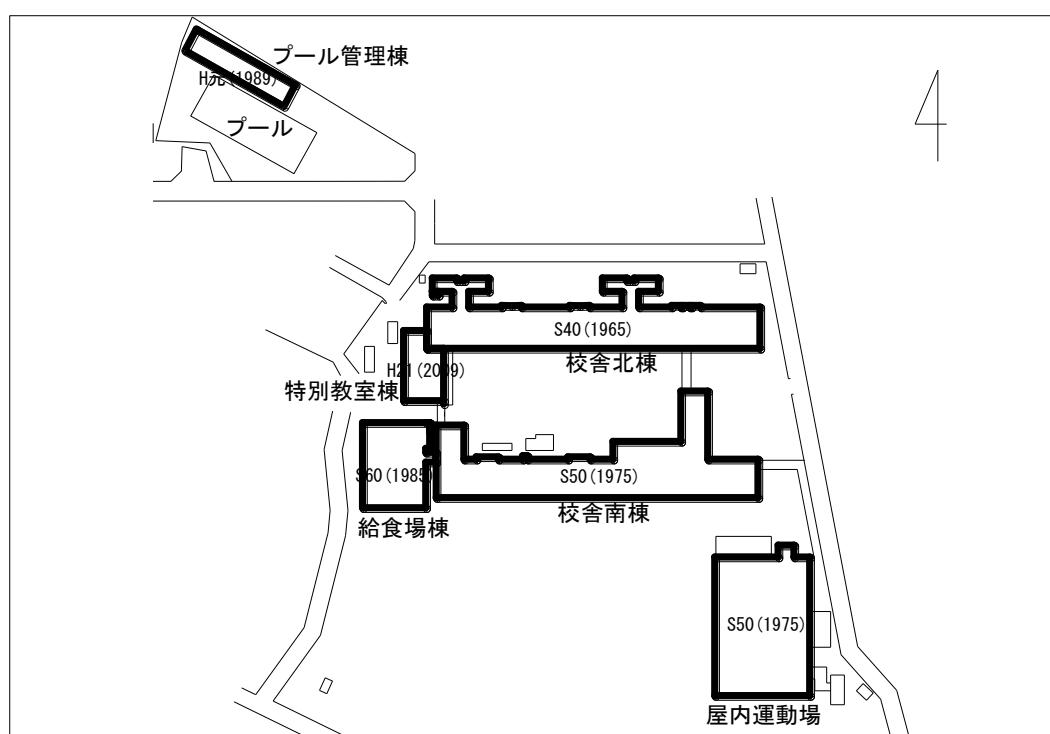




茅ヶ崎市立 梅田小学校
(茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 6 番 1 号)

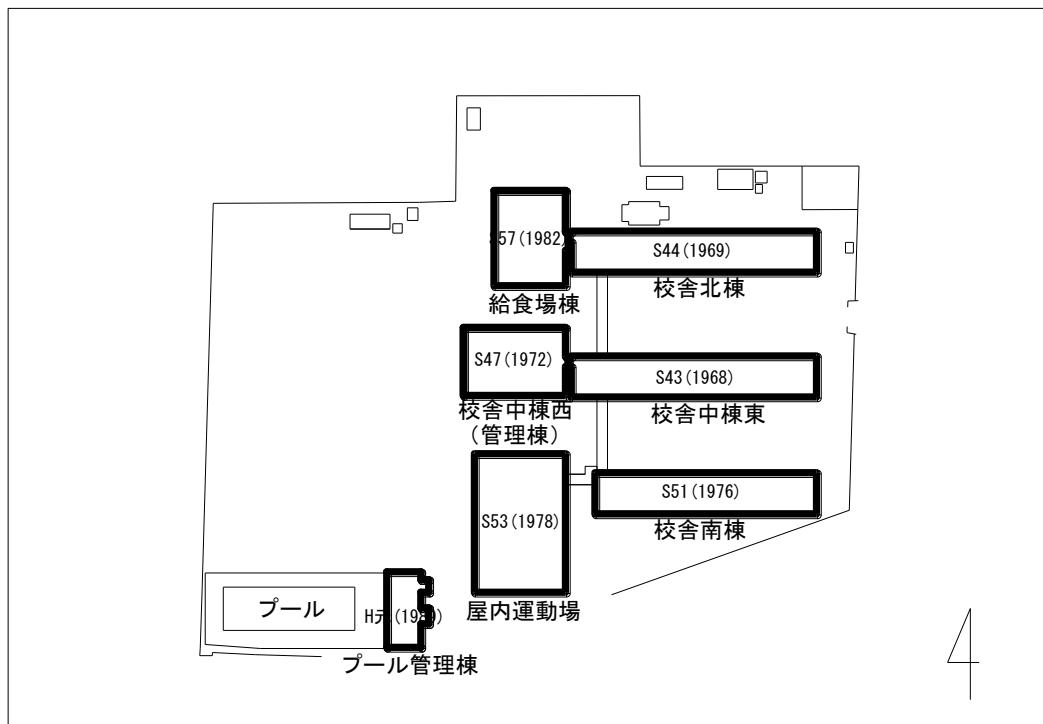


茅ヶ崎市立 香川小学校
(茅ヶ崎市香川一丁目 33 番 1 号)





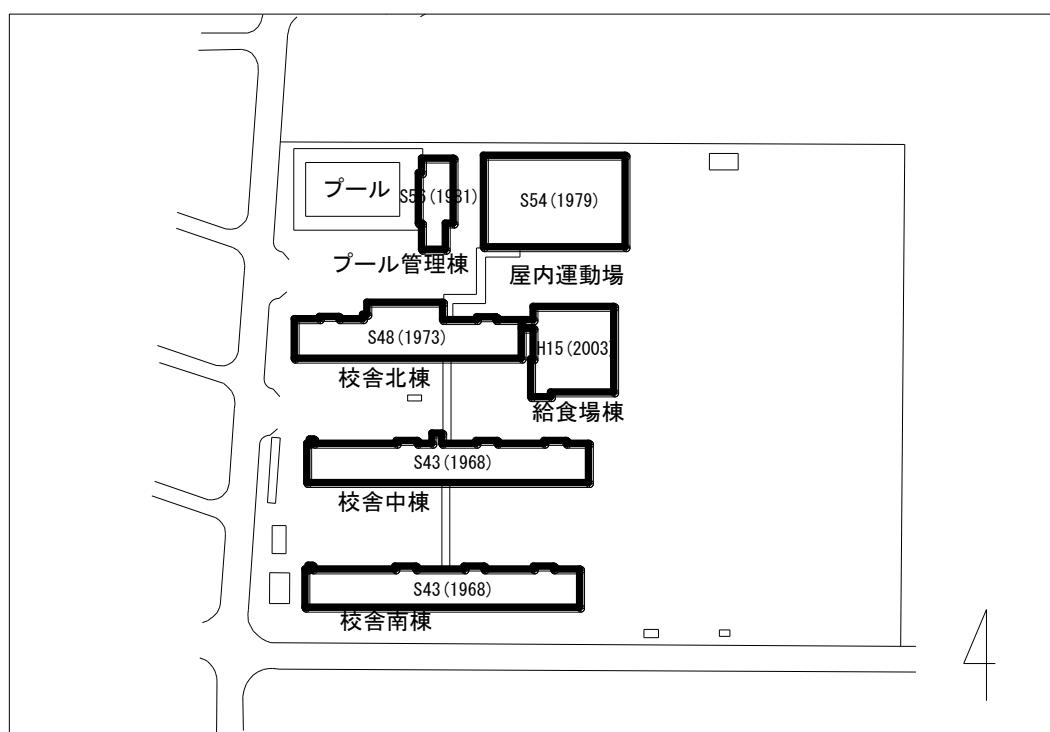
茅ヶ崎市立 浜須賀小学校
(茅ヶ崎市白浜町 3 番 1 号)



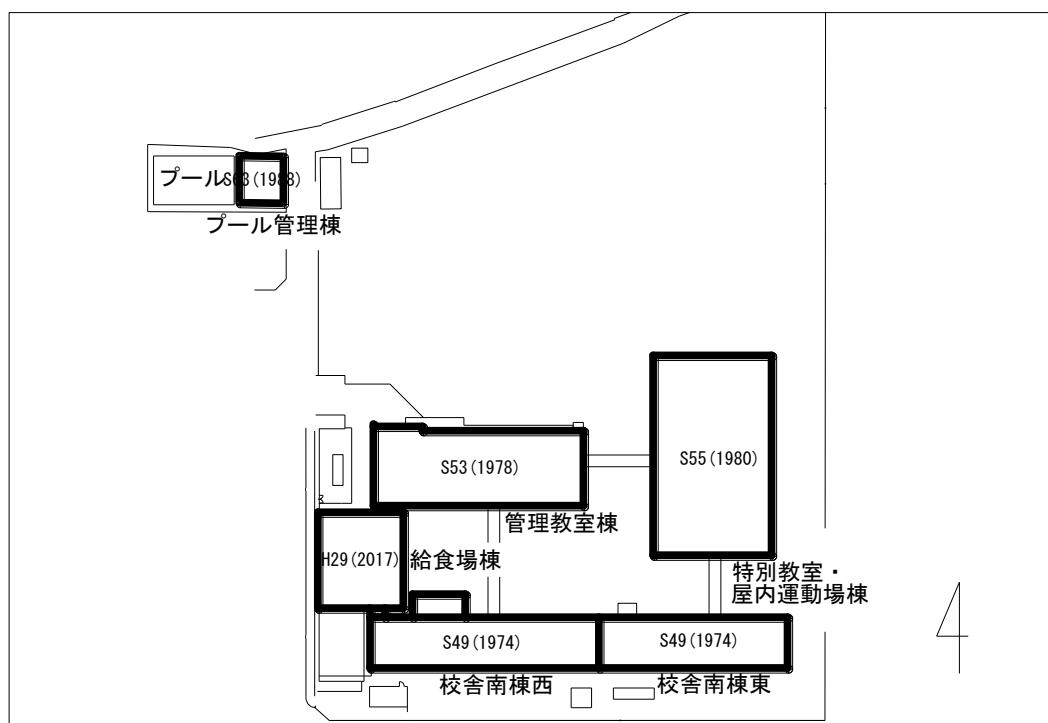
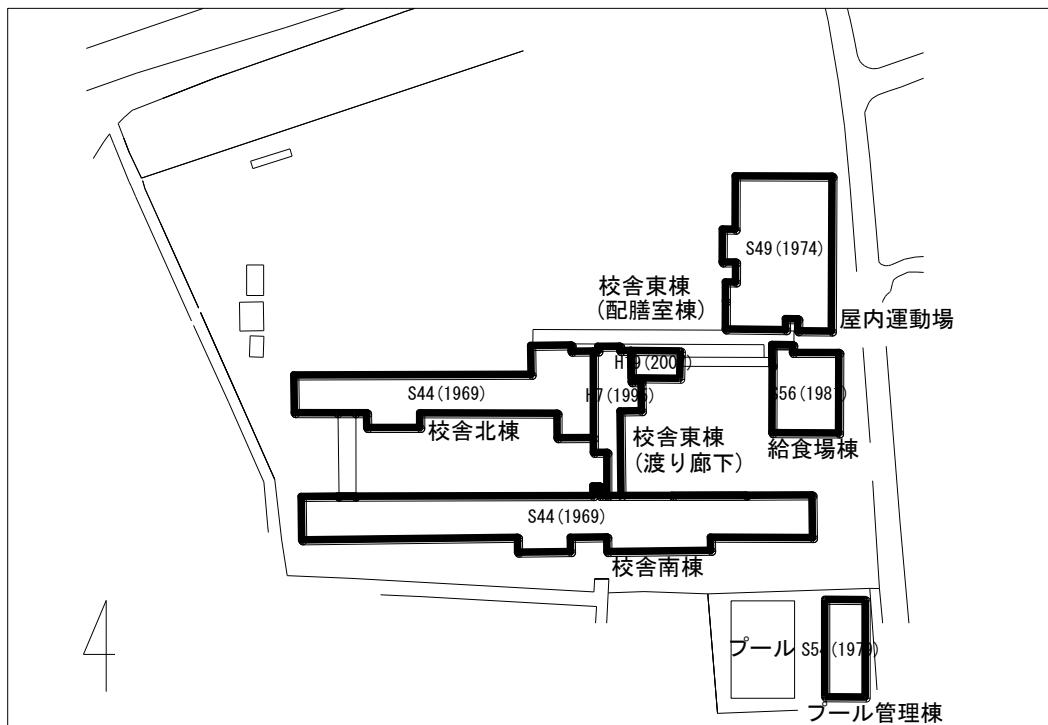
4



茅ヶ崎市立 鶴が台小学校
(茅ヶ崎市鶴が台 12 番 1 号)

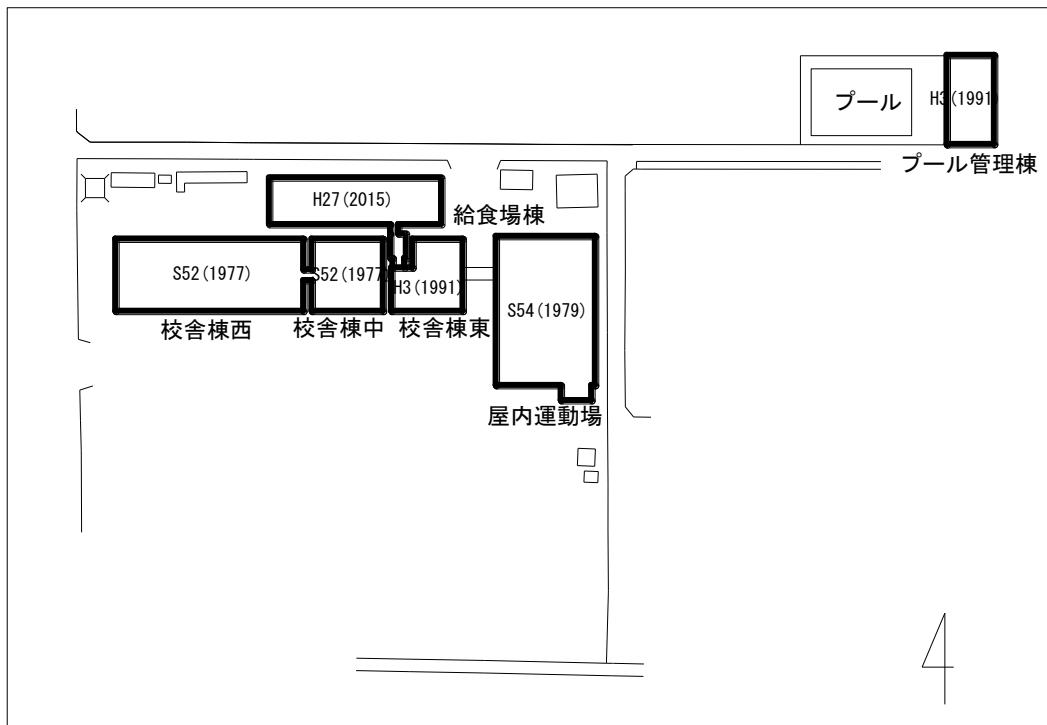


4

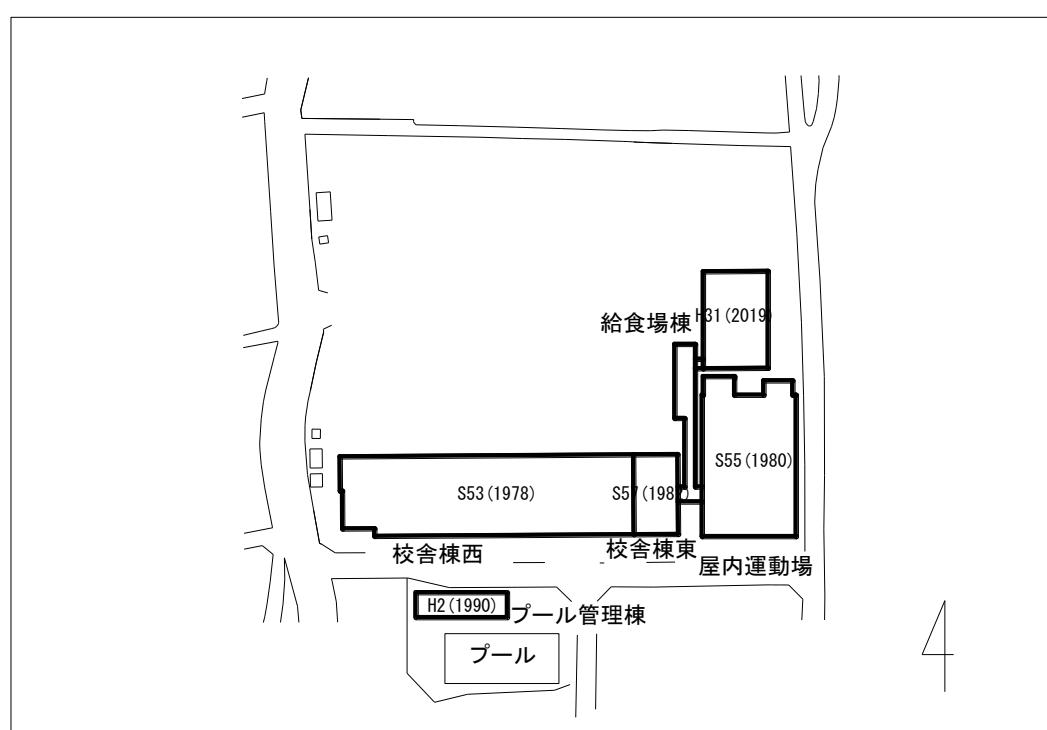




茅ヶ崎市立 円蔵小学校
(茅ヶ崎市円蔵一丁目 13 番 1号)



茅ヶ崎市立 今宿小学校
(茅ヶ崎市今宿 192 番地)

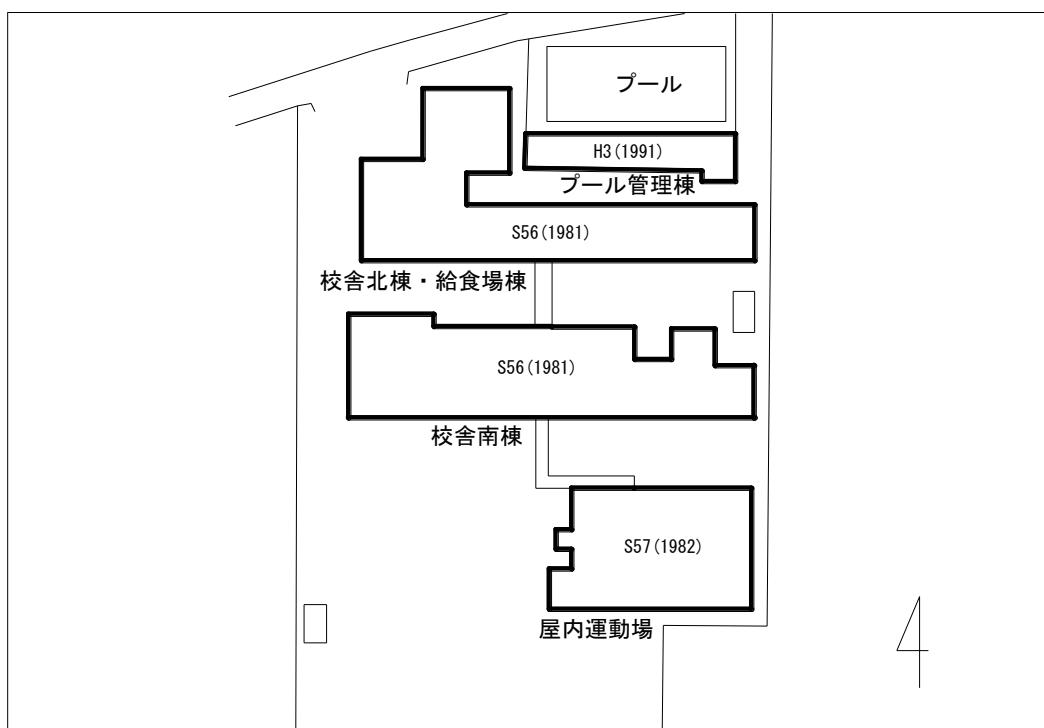


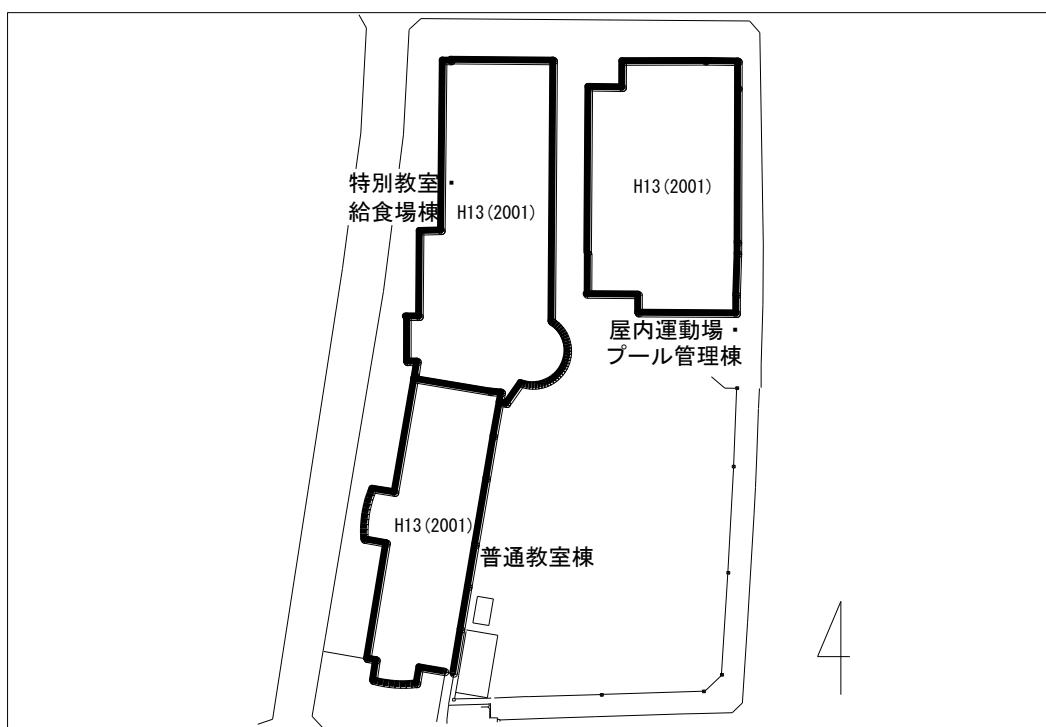
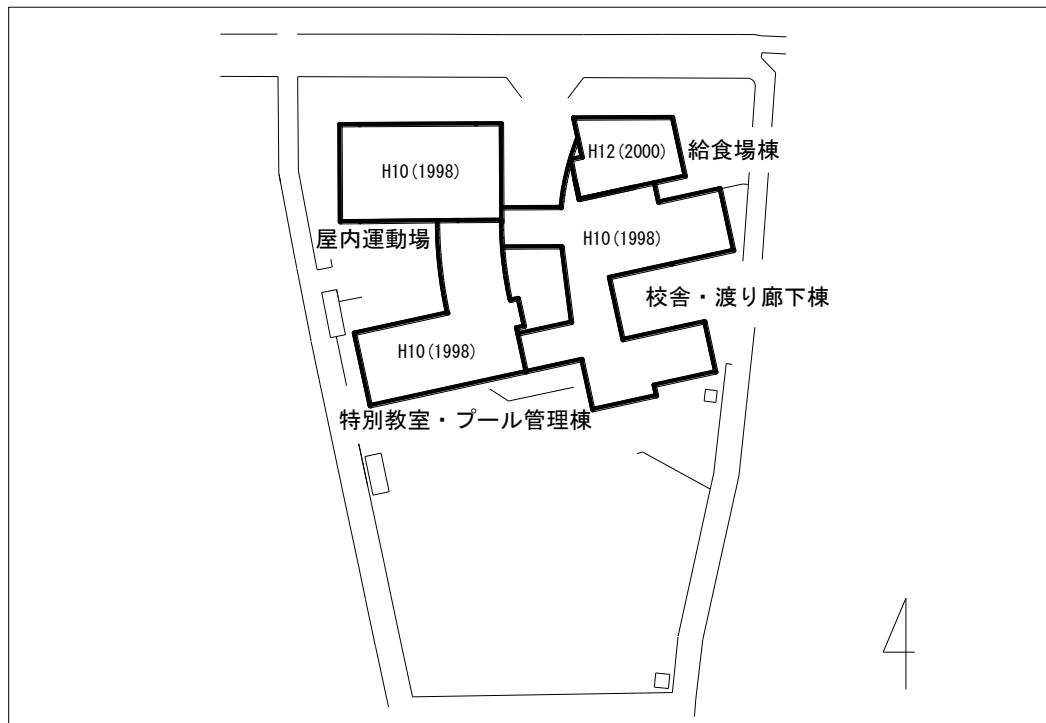


茅ヶ崎市立 室田小学校
(茅ヶ崎市室田一丁目 1番 1号)

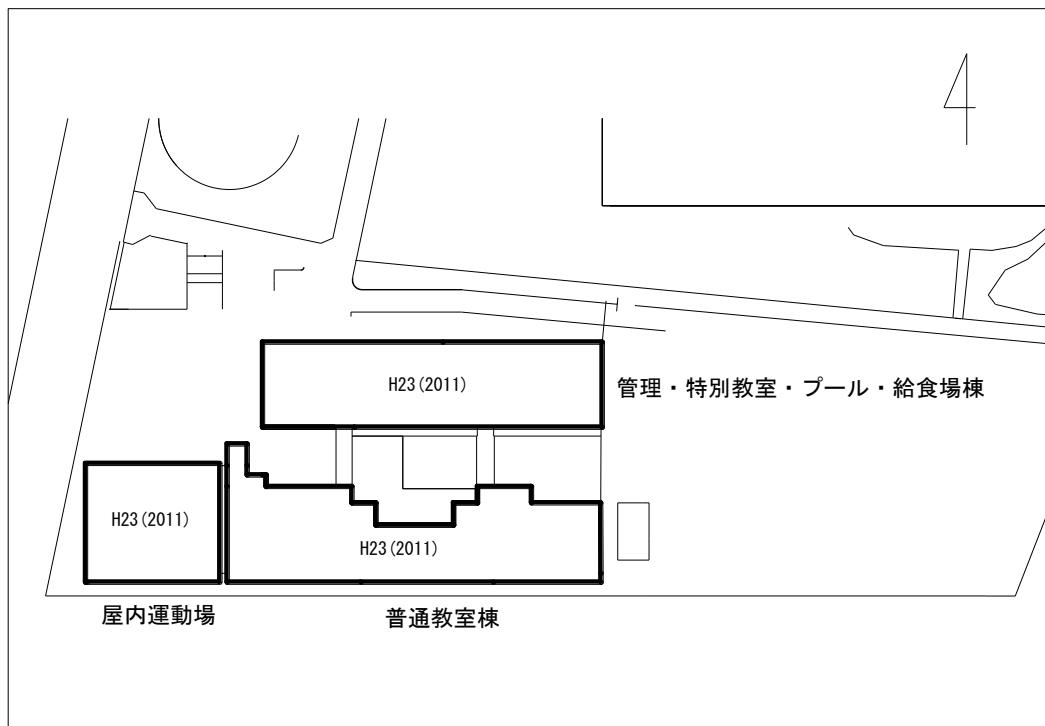


茅ヶ崎市立 東海岸小学校
(茅ヶ崎市東海岸南四丁目 10番 1号)





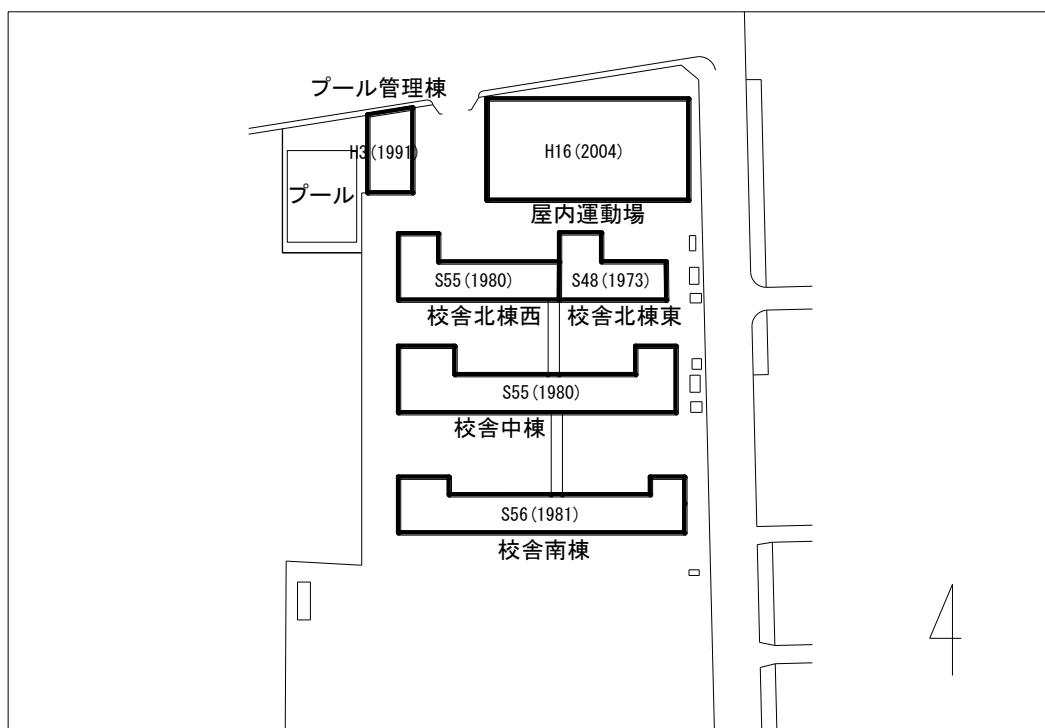
茅ヶ崎市立 汐見台小学校
(茅ヶ崎市汐見台 3 番 11 号)



(2) 中学校

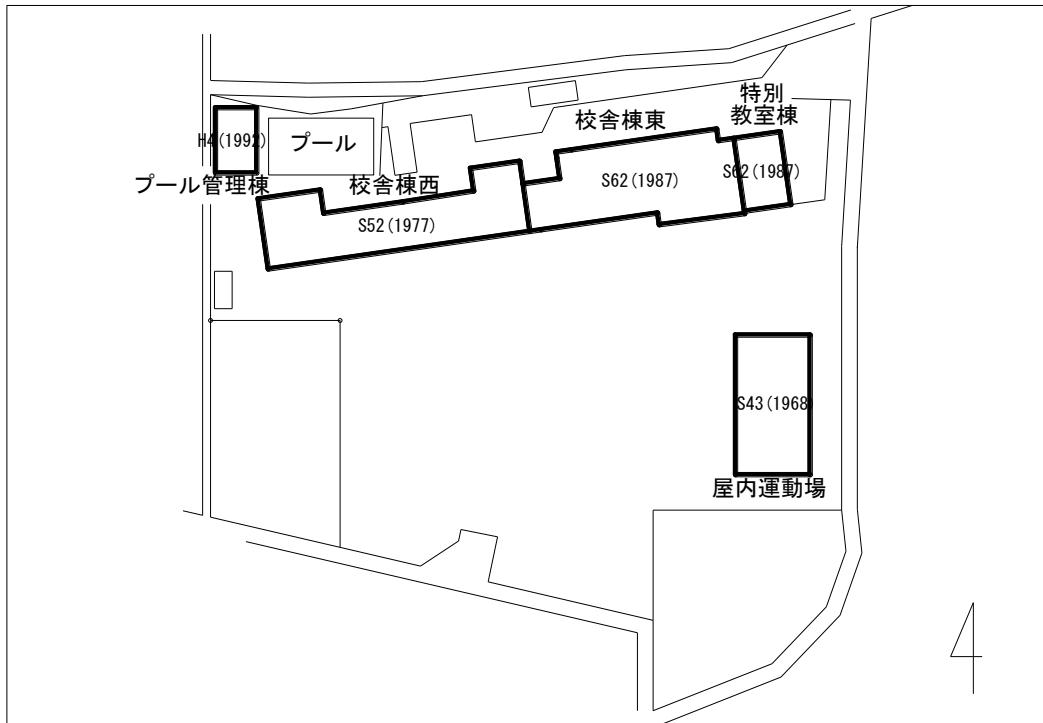


茅ヶ崎市立 第一中学校
(茅ヶ崎市東海岸南四丁目 10 番 1 号)

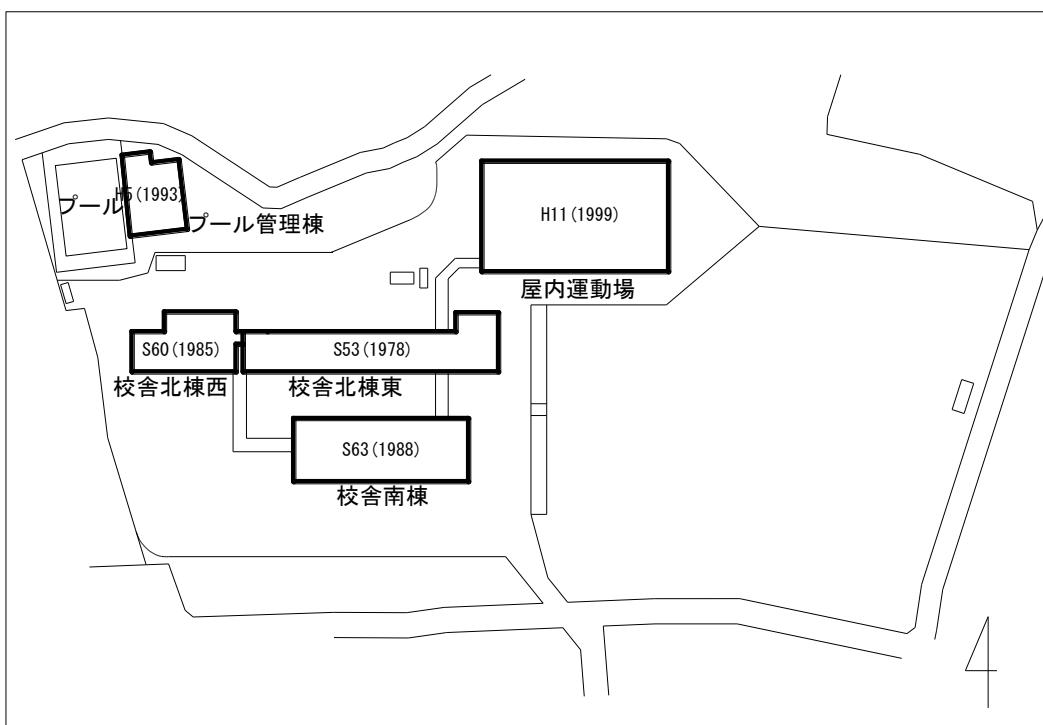




茅ヶ崎市立 鶴嶺中学校
(茅ヶ崎市浜之郷 500 番地)

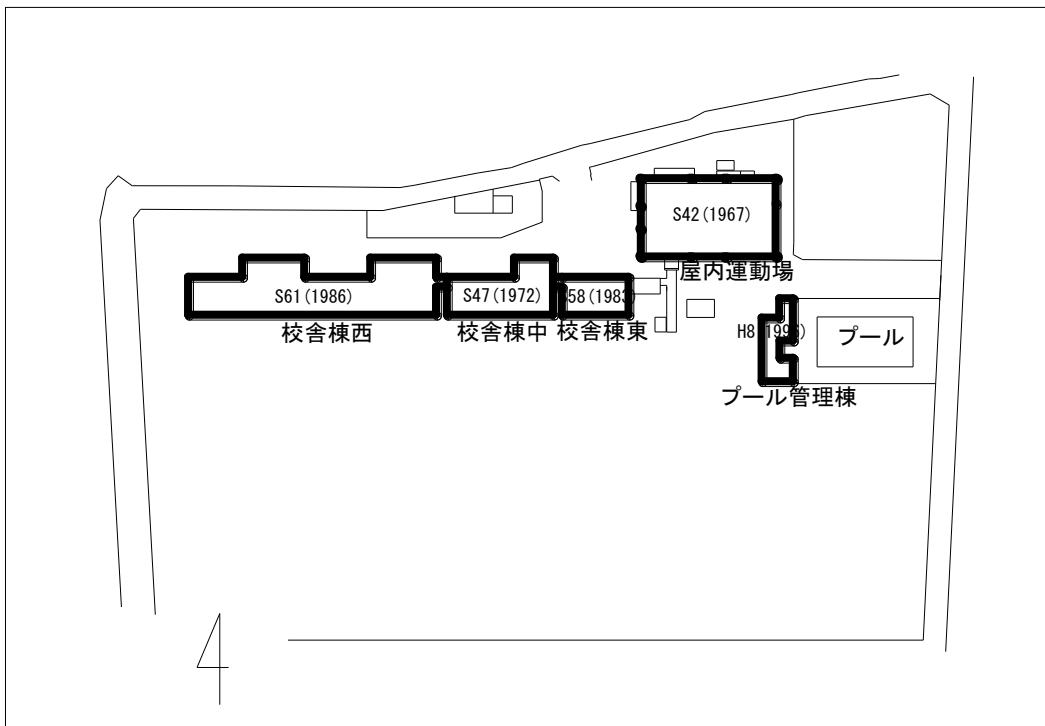


茅ヶ崎市立 松林中学校
(茅ヶ崎市室田三丁目 1 番 1 号)

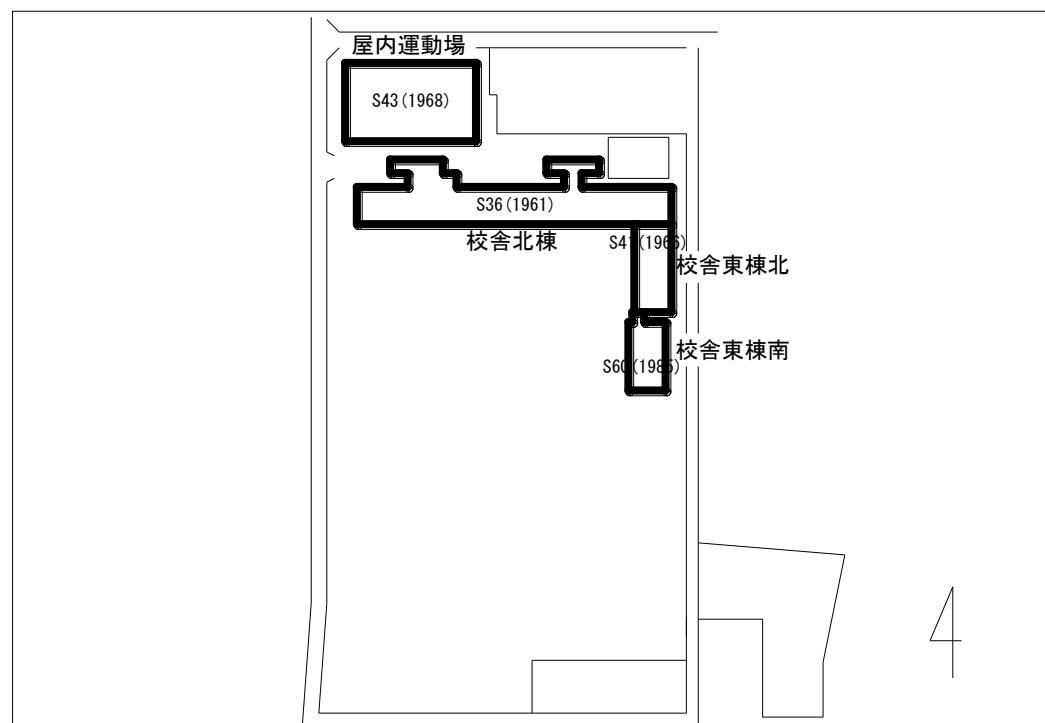




茅ヶ崎市立 西浜中学校
(茅ヶ崎市南湖六丁目 15 番 3 号)

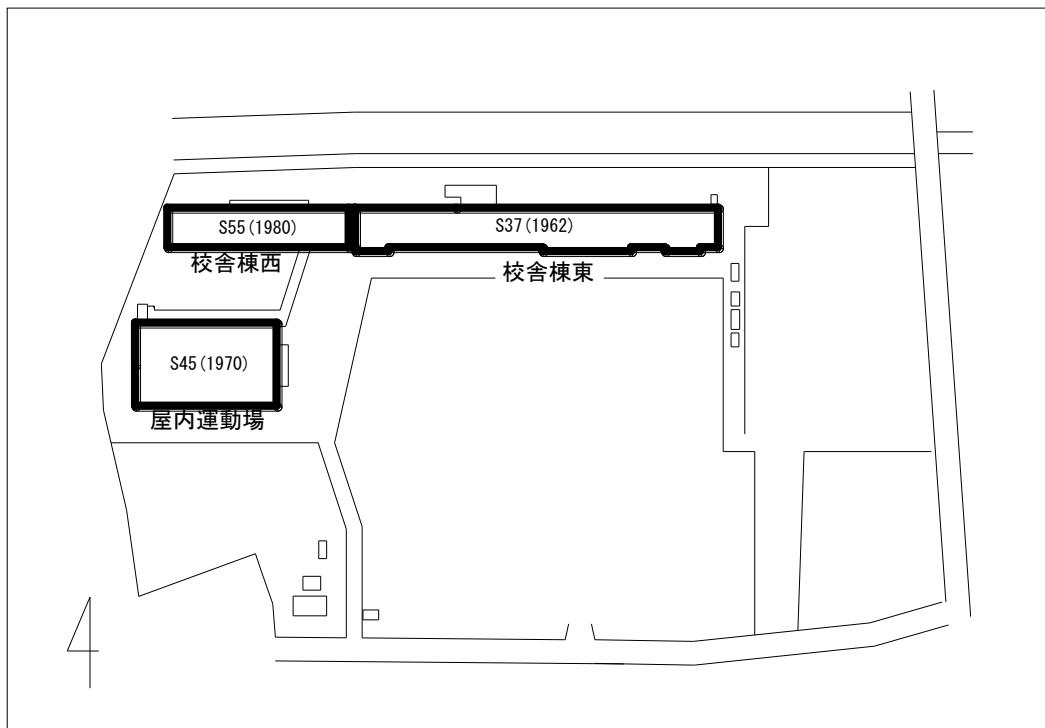


茅ヶ崎市立 松浪中学校
(茅ヶ崎市松浪二丁目 6 番 47 号)

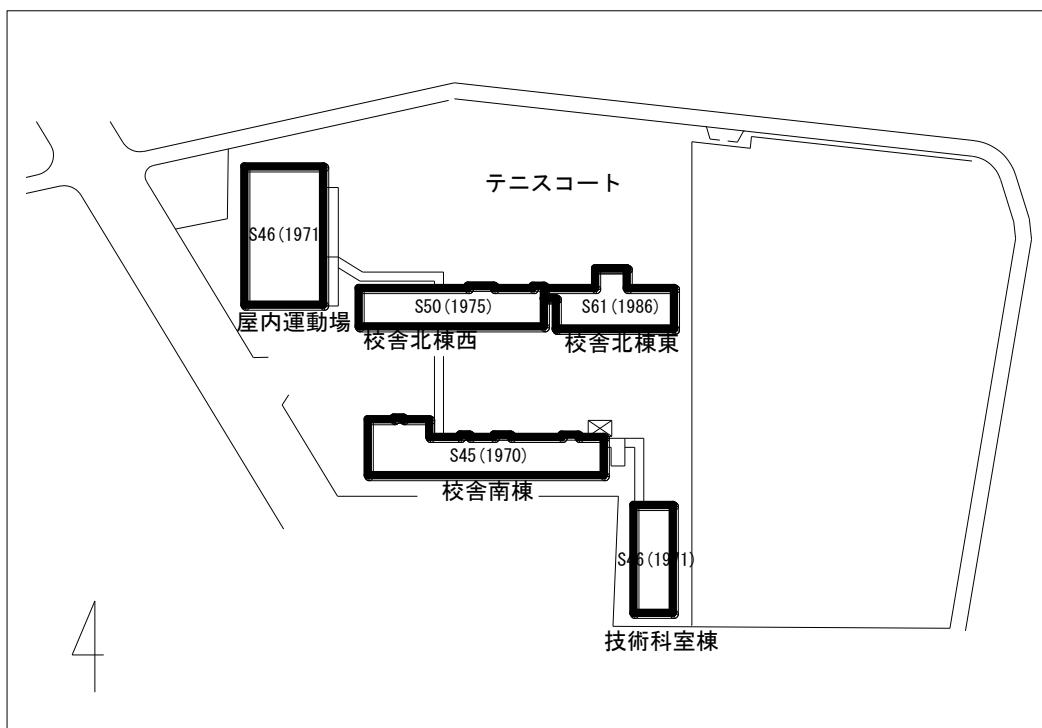




茅ヶ崎市立 梅田中学校
(茅ヶ崎市十間坂三丁目 6番 25号)

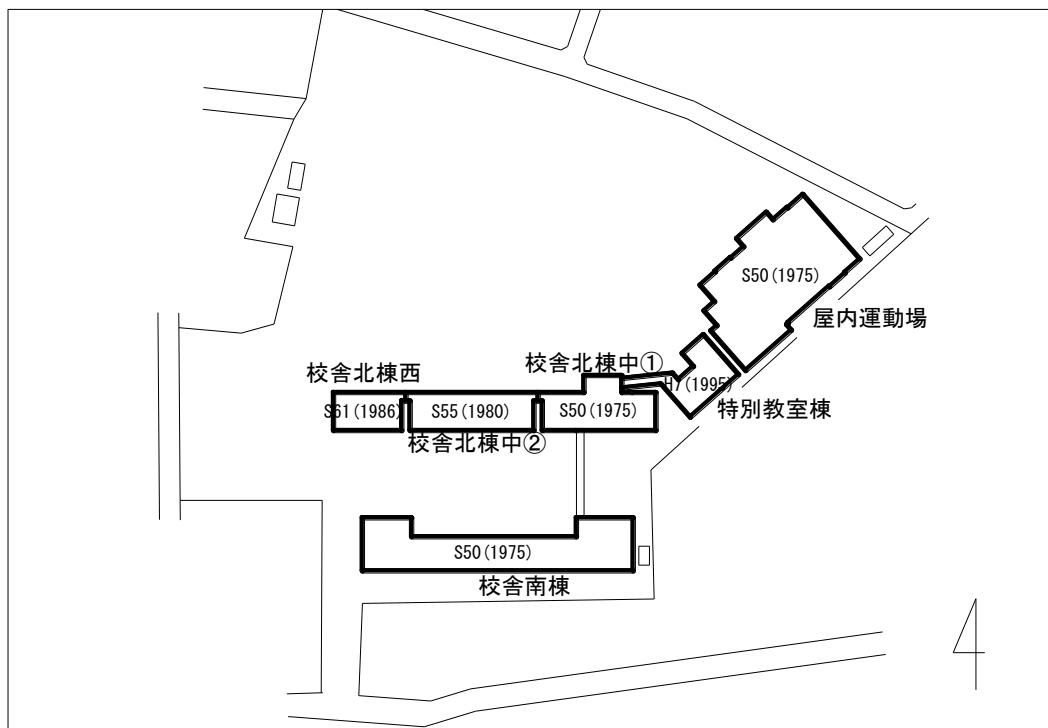


茅ヶ崎市立 鶴が台中学校
(茅ヶ崎市鶴が台 2番 7号)

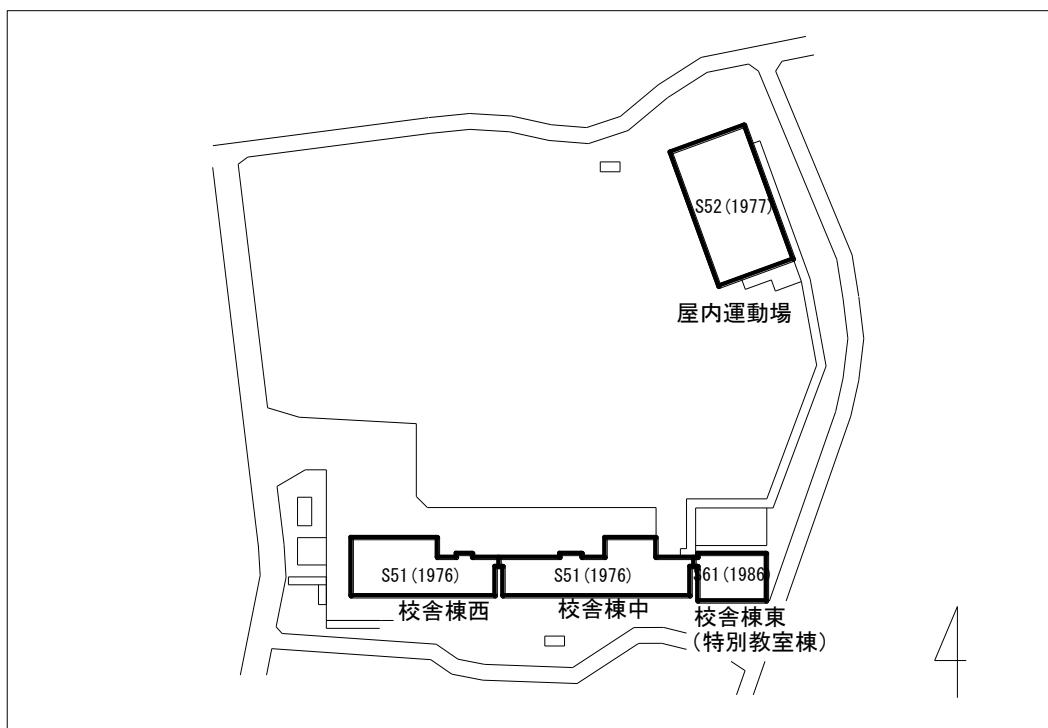




茅ヶ崎市立 浜須賀中学校
(茅ヶ崎市松が丘二丁目 8 番 54 号)

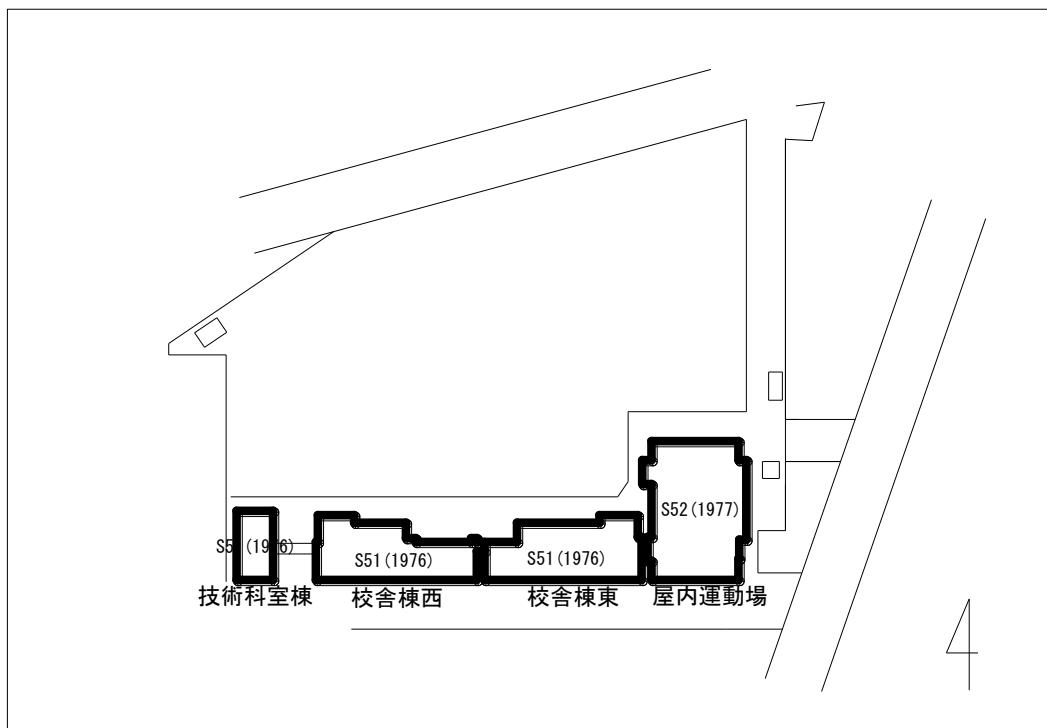


茅ヶ崎市立 北陽中学校
(茅ヶ崎市下寺尾 1660 番地)

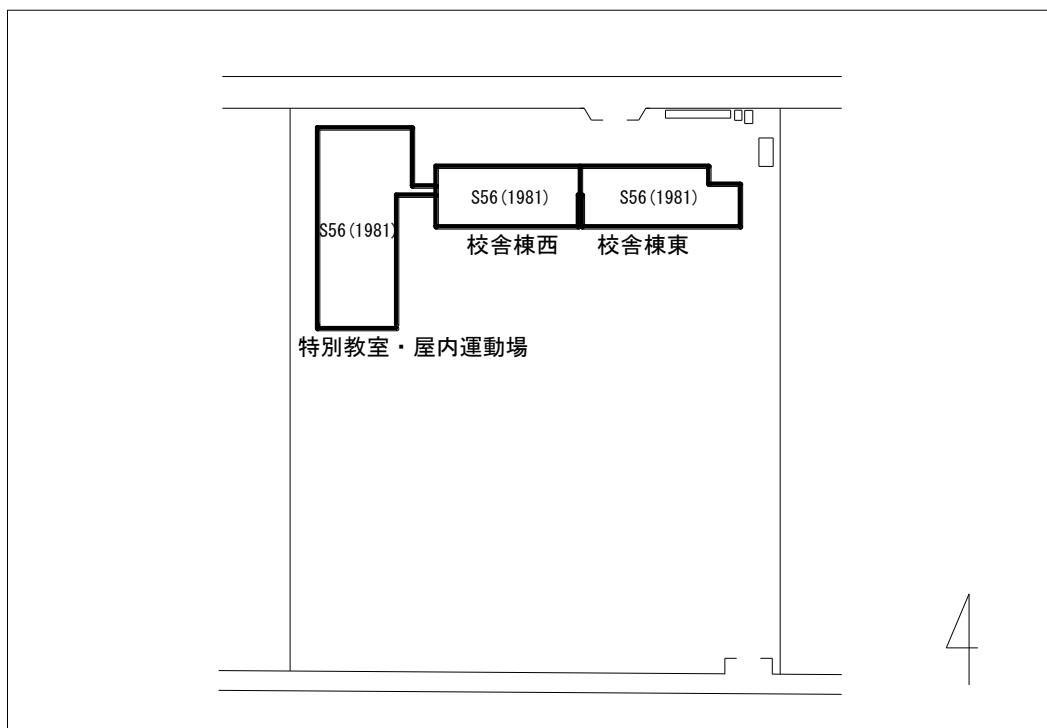




茅ヶ崎市立 中島中学校
(茅ヶ崎市中島 1469 番地 2)

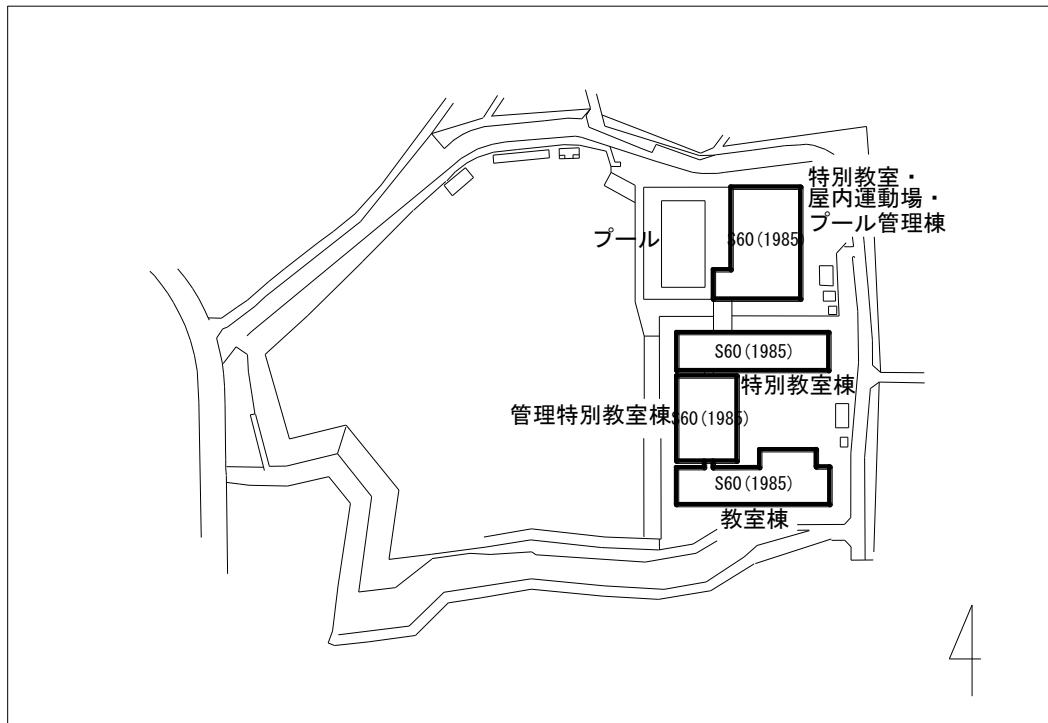


茅ヶ崎市立 円蔵中学校
(茅ヶ崎市円蔵一丁目 15 番 1 号)





茅ヶ崎市立 赤羽根中学校
(茅ヶ崎市赤羽根 3030 番地)



茅ヶ崎市立 萩園中学校
(茅ヶ崎市萩園 2425 番地)



4. 予防保全対象部位の部材種別

建築の部材種別

建築区分	部材種別	備 考
屋 上	屋根防水+押えコンクリート、屋根露出防水、シート系防水、塗膜防水、屋根スレート・瓦類、屋根折板、屋根長尺金属板、笠木、その他	
外 壁	外壁仕上げ塗材、外壁既成板、外壁シーリング、外部建具（防火戸、鋼製窓、アルミ製窓）、鋼製シャッター（防火シャッター）、その他	

電気設備の部材種別

電気設備区分	部材種別	備 考
強電設備	高圧受配電盤、高圧変圧器盤、高圧変圧器、高圧コンデンサ盤、高圧進相コンデンサ、高圧直列リアクトル、高圧引込（開閉器）、配管配線類（高圧引込部）、その他	
弱電設備	非常灯（蓄電池内蔵型・蓄電池別置型等）、誘導灯（FL型・高輝度型等）、中央監視制御盤、放送用アンプ（非常放送用増幅器・一般放送用増幅器等）、その他	

機械設備の部材種別

機械設備区分	部材種別	備 考
給排水設備	鋼製ボイラ（給湯用）、ガス湯沸器、電気湯沸器、受水槽・高架水槽（FRP製・鋼板製・ステンレス製等）、圧力タンク、合併浄化槽、給水・給湯配管（銅管・ステンレス鋼管・塩ビライニング鋼管・ビニル管等）、排水配管（炭素鋼鋼管・ビニル管・鋳鉄管・鉛管等）、污水栓、排水栓、ポンプ類（揚水ポンプ・給湯用循環ポンプ・水中ポンプ・加圧給水ポンプユニット・直結給水ブースターポンプ等）、その他	エレベーター等は昇降設備とします

機械設備区分	部材種別	備 考
空調設備	全熱交換器（回転型・静止型等）、防煙ダンパー、防火ダンパー、空調用配管（炭素鋼鋼管・圧力配管用鋼管・ステンレス鋼管・銅管（冷媒管）・ビニル管等）、送風機（遠心送風機・軸流送風機・斜流送風機等）、空気調和機（エアハンドリングユニット・ファンコイルユニット・ファンコンベクター・ビル用マルチエアコン（EHP・GH-P）・業務用エアコン・ルームエアコン等）、その他	

防災設備の部材種別

防災設備区分	部材種別	備 考
防災設備	自動火災報知設備（火報受信機・連動制御盤・副受信機・総合版・感知器（煙・熱・炎）等）、非常警報装置、自動閉鎖装置、ガス漏れ警報装置（都市ガス・プロパンガス）、消火栓（屋内消火栓（1号・2号）・屋外消火栓）、スプリンクラー設備、消防用配管（炭素鋼鋼管・圧力配管用鋼管・塩ビライニング鋼管等）、消防設備（二酸化炭素消防設備・ハロゲン化合物消火設備・泡消火設備・粉末消火設備等）、排煙設備、[非常用発電設備（ディーゼル機関、ガスタービン機関等）]、[直流電源装置]、[無停電電源装置]、その他	誘導灯・非常放送アンプは電気設備とします。

※[]：策定時点は未整備

昇降設備の部材種別

昇降設備区分	部材種別	備 考
昇降設備	エレベーター (一般型エレベーター・油圧エレベーター等)、 小荷物昇降機、その他昇降機	

5. パブリックコメント

(1) 実施概要

- ①募集期間 令和5(2023)年12月6日(水)～令和6(2024)年1月10日(水)
- ②意見の件数 25件
- ③意見提出者数 9名
- ④意見提出者の年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	人	1人	4人	1人	人	3人	人

(2) 実施結果

- ①内容別の意見件数

分類	項目	件数
1	計画全体に関する意見	2件
2	「第1章 背景、目的等」に関する意見	2件
3	「第2章 学校施設等の状況」に関する意見	5件
4	「第3章 学校施設の目指すべき姿」に関する意見	2件
5	「第4章 学校施設再整備の基本的な方針」に関する意見	5件
6	「第5章 基本的な方針等を踏まえた施設の再整備」に関する意見	1件
7	「第6章 再整備計画」に関する意見	1件
8	「第7章 計画の運用方針」に関する意見	2件
9	「参考資料」に関する意見	0件
10	パブリックコメント手続に関する意見	3件
11	その他の意見	2件

②修正部分の対象表

修 正 後	修 正 前
<p>(2ページ)</p> <p>また、今後の学校施設再整備を計画的に推進するため、令和4(2022)年度には、学校施設整備基金を新たに設置しました。</p> <p>(<u>基金の条例については、29ページ参考資料1を参照。</u>)</p>	<p>(2ページ)</p> <p>また、今後の学校施設再整備に伴う財源の確保を見据え、令和4(2022)年度には、学校施設整備基金を新たに設置しました。</p>
<p>(29ページ)</p> <p>参考資料に「1. 茅ヶ崎市学校施設整備基金条例」を追記しました。</p>	

修 正 後	修 正 前
<p>(10ページ)</p> <p>*コミュニティ・スクール：<u>学校運営は登下校の見守り等地域の支援なしでは成立しないことや、不登校・いじめ・災害時の対応等、学校が抱える課題は複雑化・多様化しています。このような学校と地域を取り巻く課題解決のための手立てとして、社会全体で子どもたちを育む、「地域とともにある学校」を目指し、学校運営協議会の設置が推進されています。本市では、令和7(2025)年度までに全校に設置する予定です。</u></p>	<p>(10ページ)</p> <p>*コミュニティ・スクール：<u>学校と保護者や地域住民等が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第47条の6)に基づいた仕組み。</u></p>

茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画

令和 6 (2024) 年 3 月策定

発 行 茅ヶ崎市教育委員会

制作・編集 教育総務部 教育施設課



市ホームページ
二次元コード

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号

電話 0467-81-7219 (直通)

FAX 0467-58-4265

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

